

日之影町こども計画



令和7年2月

宮崎県 日之影町

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の背景	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の対象	3
4. 計画の期間	3
5. 計画の策定体制	4
第2章 こども・若者を取り巻く状況	5
1. 日之影町の状況	5
2. アンケート調査からみる状況	13
3. 第2期計画の進捗状況	32
4. 課題と今後の方向性	52
第3章 基本的な考え方	56
1. 基本理念	56
2. 基本目標	57
3. 施策の体系	58
第4章 取組内容	59
基本目標1 安心して産み育てられる環境づくり	59
基本目標2 子育て支援の充実	62
基本目標3 こども・若者の健やかな成長の支援	65
基本目標4 配慮が必要なこども・若者への支援	69
基本目標5 こどもの権利と安全を守る	71
第5章 事業計画	73
1. 教育・保育提供区域について	73
2. 児童の将来人口推計	75
3. 教育・保育事業の見込み及び確保方策	76
4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策	77
5. 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保	86
6. 産後の休業及び育児休業後における保育施設等の円滑な利用の確保	86
7. 外国につながるこども等への支援・配慮について	86
第6章 計画の推進体制	87
1. 計画の推進体制	87
2. 進捗管理	88
資料編	89
1. 日之影町子ども・子育て会議要綱	89
2. 日之影町子ども・子育て会議委員名簿	91
3. 策定経過	93

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景

わが国では、少子化対策として、平成15年に制定された「次世代育成支援対策推進法」、平成24年に制定された「子ども・子育て関連3法」に基づき、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が施行されました。これに伴い、地方自治体は「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、地域の実情にあわせた子ども・子育て支援に取り組んできました。

しかし、少子化の進行や人口減少には歯止めがかからず、いじめやひきこもり、虐待や貧困等、こどもを取り巻く環境は複雑化しています。

そこで、国では令和5年4月に「こども家庭庁」を設立し、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、「こども基本法」を施行しました。また、同年12月には同法に基づいて「こども大綱」が閣議決定されました。これは、すべてのこども・若者が健やかに成長し、幸せに生活することができる「こどもまんなか社会」を目指すもので、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、自治体こども計画を策定することの必要性が示されました。

本町においても、令和2年度から「心を育むひとづくり 地域を育むまちづくり」を基本理念とした「第2期日之影町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、こどもの健やかな育ちと保護者の子育て支援に取り組んできました。

また、令和6年4月には、こどもの健やかな成長をサポートする場として、妊産婦と18歳未満のすべてのこどもとその家族を対象に、様々な相談に対応する「こども家庭センター」を設立し、こども・若者、保護者への支援に取り組んでいます。

この度、第2期計画が令和6年度で計画期間が満了となることから、近年のこどもに関する国や県の動き、こどもを取り巻く状況、計画の進捗状況を踏まえて、すべてのこども・若者が健やかに育ち、こどものいる家庭の暮らしを支援するため、「日之影町こども計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

2. 計画の位置づけ

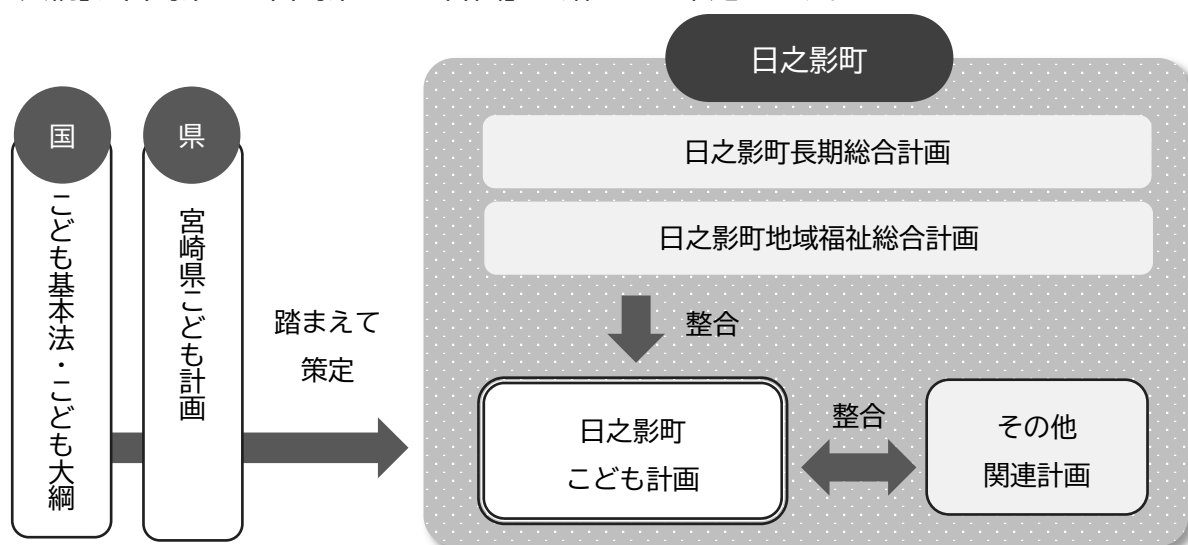
本計画は、こども基本法第10条第2項に基づく「市町村こども計画」です。また、下記のこども施策に関連する事項を定める計画等を一体のものとして策定するものです。

- (1) 市町村子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法第61条に規定）
- (2) 次世代育成支援行動計画（次世代育成支援対策推進法第8条）
- (3) 母子保健計画（成育基本法^{*}に基づく成育医療等基本方針）
- (4) 子ども・若者計画（子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に規定）
- (5) 子どもの貧困対策計画（こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に規定）

（参考）こども基本法第10条（市町村に関連する項目を抜粋）

- 2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

加えて、本計画は本町の最上位計画である「日之影町長期総合計画」及び「日之影町地域福祉総合計画」等、関連する個別計画との整合性を図るとともに、国の「こども基本法・こども大綱」、宮崎県の「宮崎県こども計画」を踏まえて策定します。



^{*} 正式名：成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律

3. 計画の対象

本計画の対象はこども（おおむね 18 歳まで）及び若者（おおむね 18～30 歳未満、施策によっては 40 歳未満）と子育て当事者とします。

0～5 歳	6～12 歳	13～おおむね 18 歳	おおむね 18～29 歳	30～39 歳
乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
こども				
			若者	

4. 計画の期間

本計画の期間は、令和 7 年度から令和 11 年度の 5 年間とします。

令和 2～6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
2020～2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
第 2 期計画	第 1 期日之影町こども計画					次期計画

5. 計画の策定体制

(1) 町民アンケート調査

こどもを持つ保護者の子育ての状況や子育て支援の今後の希望、こども・若者の生活状況や将来の意向を把握するため、小学4年生から中学3年生とこどもを持つ保護者を含む若者世代に対して、アンケート調査を実施しました。

(2) 日之影町子ども・子育て会議

本計画の策定にあたっては、教育・保育関係者や学識経験者、町民等で構成される「日之影町子ども・子育て会議」を開催し、幅広い意見の集約に努めました。

(3) パブリックコメントの実施

令和7年1月28日～2月7日の期間、町民からの意見を反映して策定するため、パブリックコメントを実施しました。

第2章 こども・若者を取り巻く状況

1. 日之影町の状況

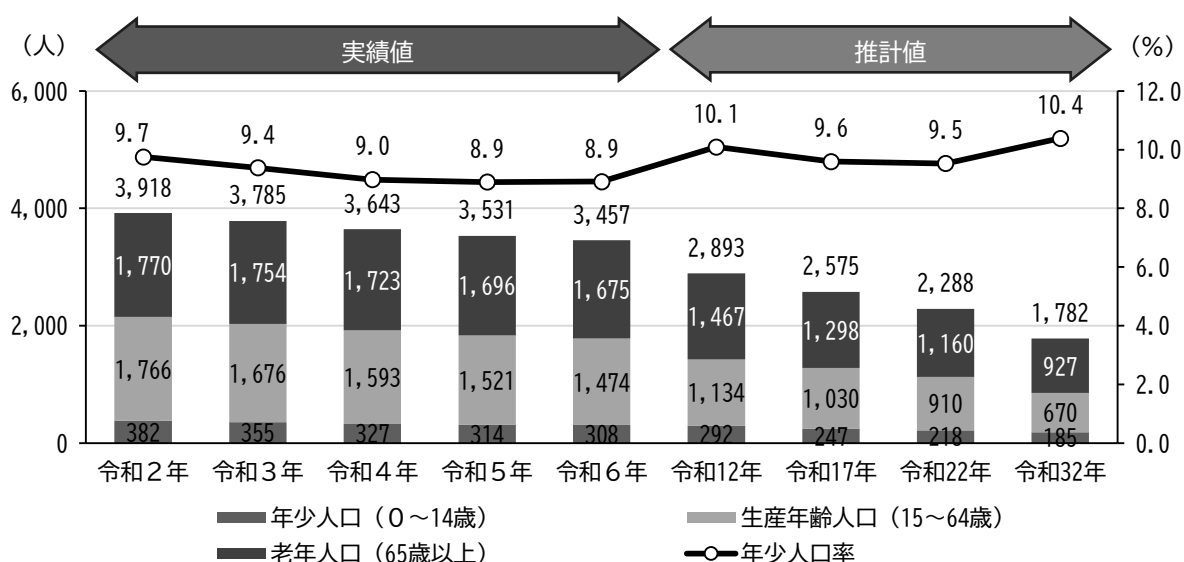
(1) 少子化の動向

①人口の推移及び推計

本町の総人口は減少傾向にあり、令和6年で3,457人となっています。

年齢3区分別にみると、生産年齢人口（15～64歳）の減少が最も大きく、令和2年の1,766人から令和6年の1,474人までで、292人減少しています。

今後も人口は減少する予測となっており、令和32年の総人口は1,782人、年少人口は185人、年少人口率はやや増加して10.4%となる見込みとなっています。

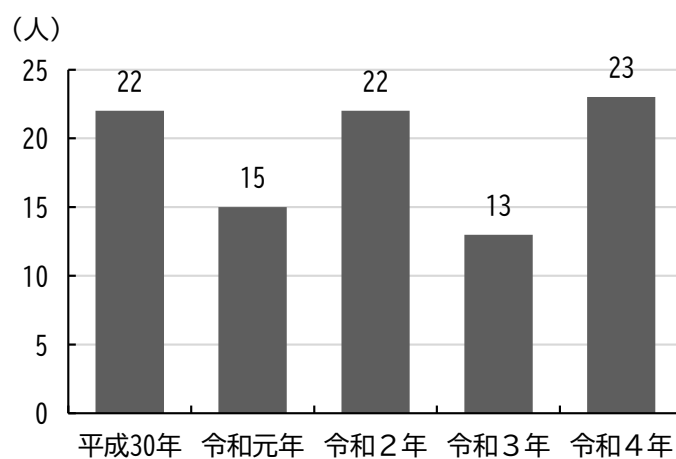


出典：住民基本台帳（令和2～6年、各年4月1日時点）、
国立社会保障・人口問題研究所推計値（令和12～32年）

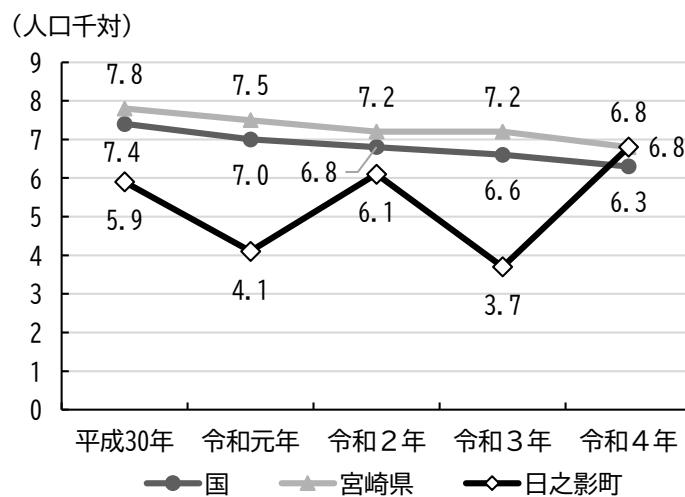
②出生数、出生率の推移

出生数は増減を繰り返しており、令和4年には23人となっています。また、出生率は国・宮崎県と比較すると、低く推移していましたが、令和4年には国の出生率を超え、宮崎県と同じ6.8となっています。

【出生数の推移】



【出生率の推移】



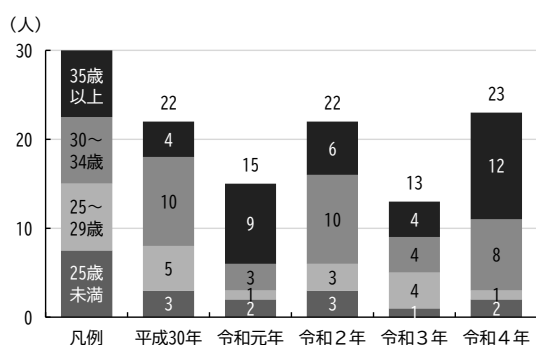
出典：宮崎県衛生統計年報

③出生数と母親年齢、出生順位の状況

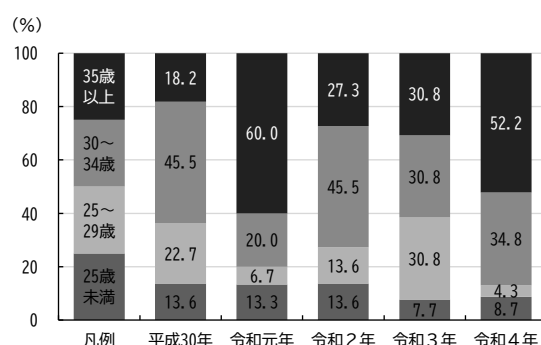
出生数と母親年齢をみると、30歳以降で子どもを産んでいる人の割合が多く、各年において、半数以上を占めています。また、令和4年は、母親の年齢が30歳未満の出生数の割合が平成30年以降、最も低くなっています。

出生数と出生順位をみると、令和4年では第1子の出生数が最も多く、次いで第3子、第2子、第4子以上となっています。

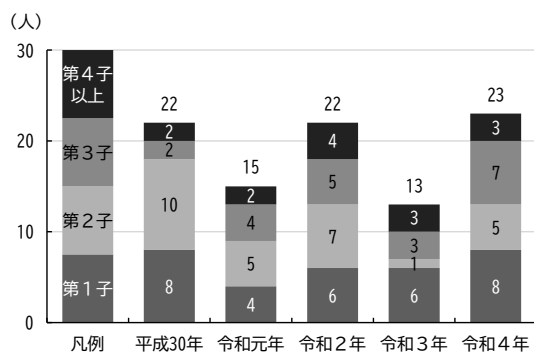
【出生数と母親年齢】



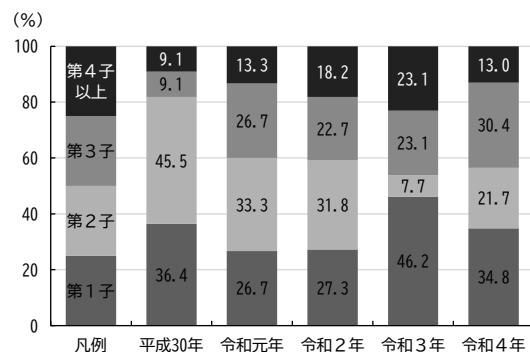
【出生数と母親年齢（構成割合）】



【出生数と出生順位】



【出生数と出生順位（構成割合）】



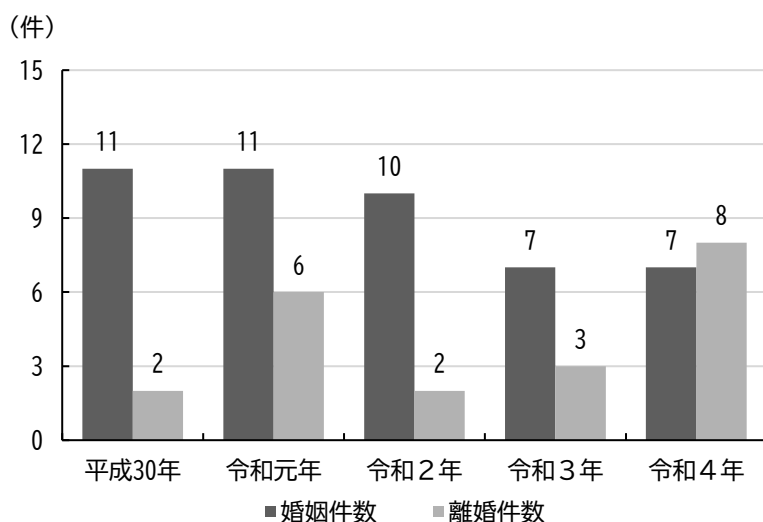
出典：宮崎県衛生統計年報

④婚姻等に関する状況

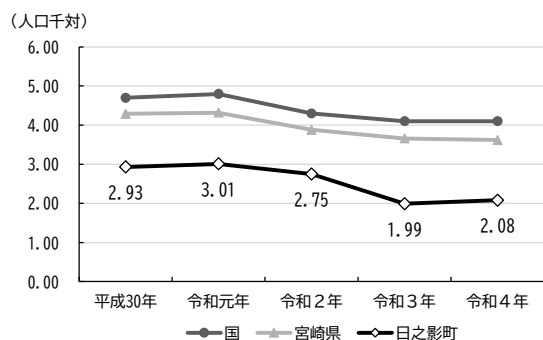
婚姻件数は平成30年以降やや減少しており、令和4年は7件となっています。離婚件数は増減があるものの、令和4年は8件となっています。

婚姻率は、国・宮崎県と比較すると低い水準で推移しています。離婚率は国・宮崎県と比較すると低い水準もしくは同程度で推移していましたが、令和4年には国・宮崎県を上回り、2.38となっています。

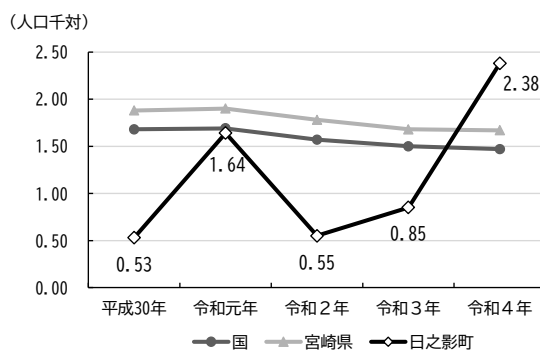
【婚姻・離婚件数】



【婚姻率の推移】



【離婚率の推移】

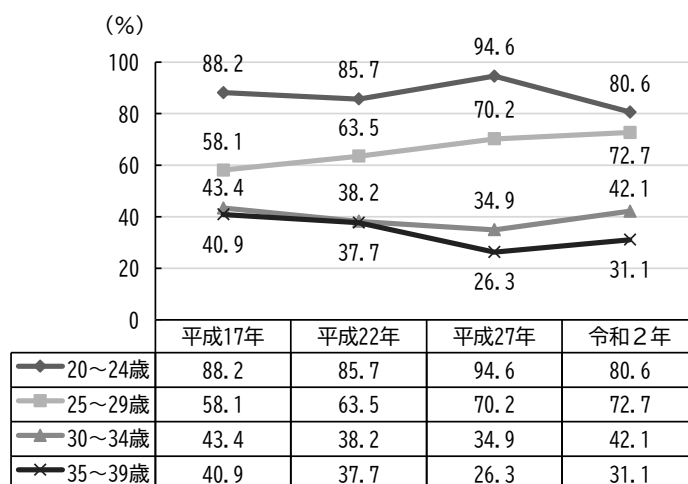


出典：宮崎県衛生統計年報

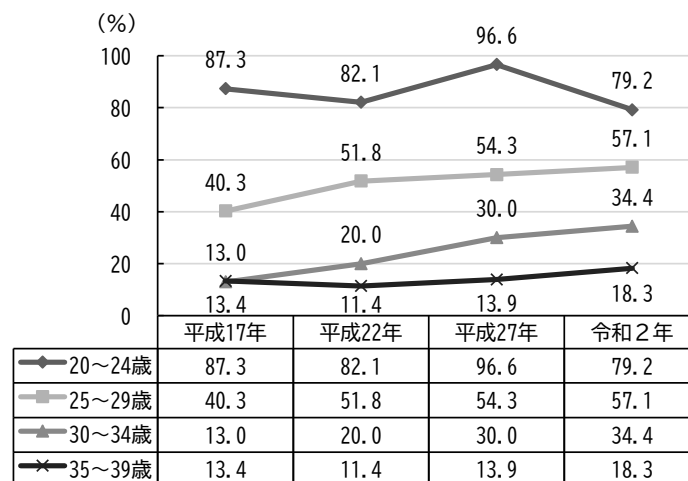
⑤未婚率の推移

男性の未婚率は、平成17年と令和2年を比較すると、25～29歳で高くなっています。女性の未婚率は、平成17年と令和2年を比較すると、25～29歳、30～34歳、35～39歳で高くなっています。

【男性未婚率】



【女性未婚率】

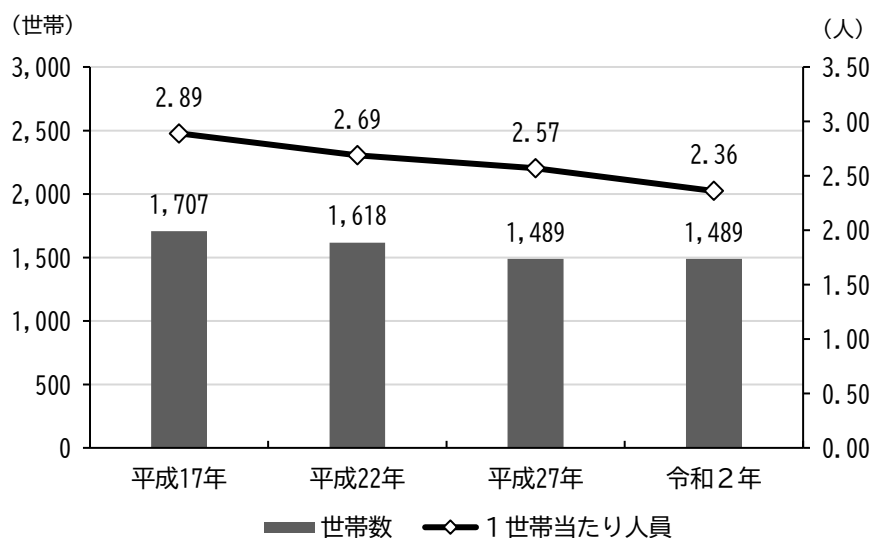


出典：国勢調査

(2) 世帯の状況

①世帯数・1世帯当たりの人員数の推移

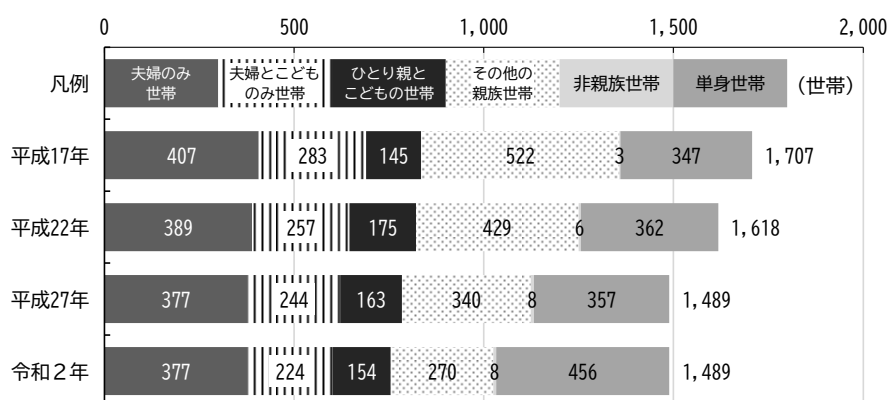
世帯数は減少傾向にあり、令和2年に1,489世帯となっています。1世帯当たり人員も減少しており、令和2年に2.36人となっています。



出典：国勢調査

②類型別世帯の状況

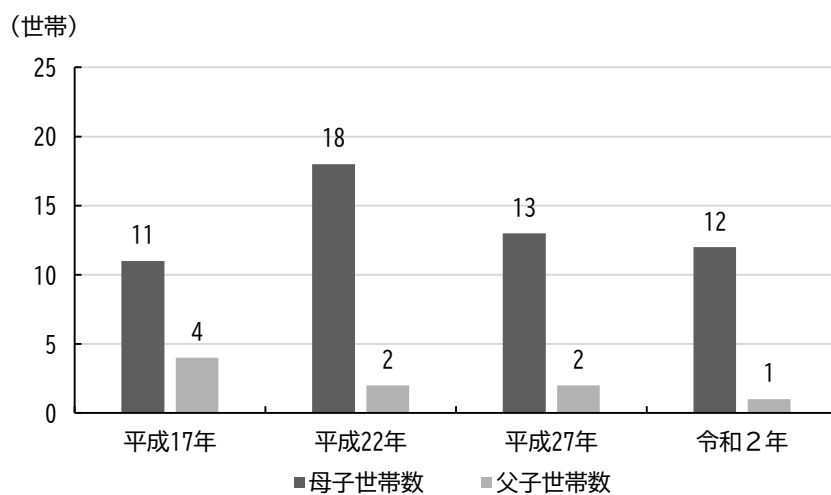
平成17年と令和2年を比較すると、夫婦のみ世帯と夫婦とこどものみ世帯、その他の親族世帯の世帯数は減少しています。一方で、ひとり親とこどもの世帯と非親族世帯、単身世帯の世帯数は増加しています。



出典：国勢調査

③ひとり親家庭の状況

平成 22 年以降、ひとり親家庭は減少傾向で推移し、令和 2 年には母子世帯は 12 世帯、父子世帯は 1 世帯となっています。

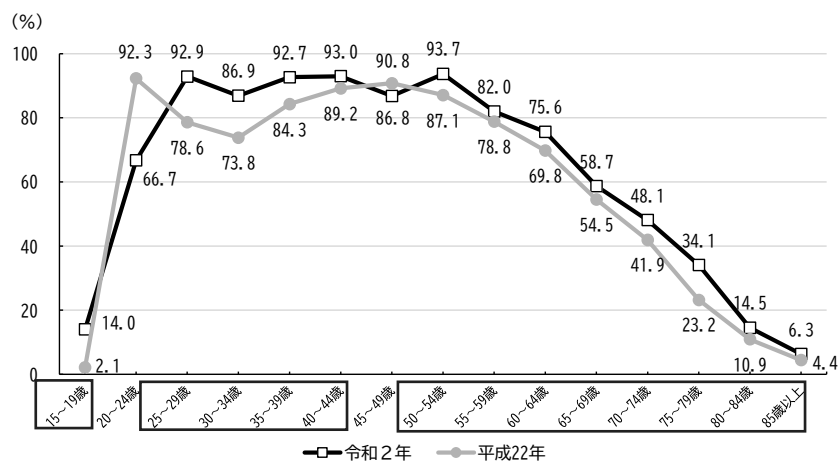


出典：国勢調査

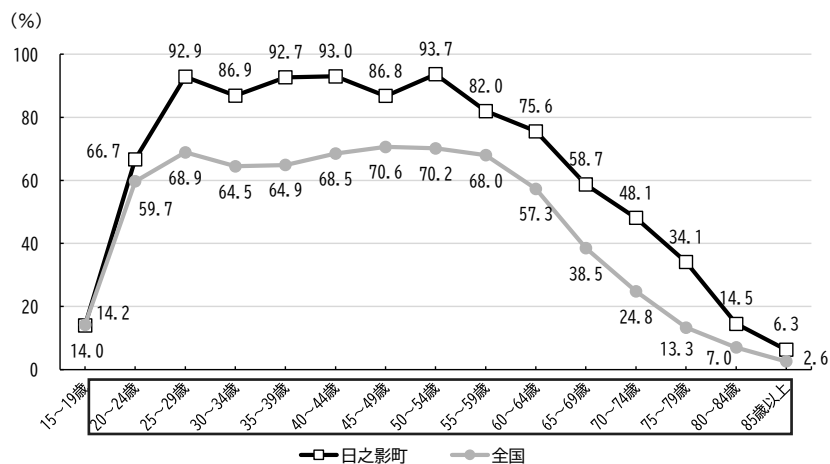
(3) 女性の就業の状況

令和2年の本町の女性の就業率は20～24歳、45～49歳を除く年代で、平成22年の本町の女性の就業率を上回っています。また、全国の女性の就業率と比較すると、15～19歳を除く年代で全国平均を上回っています。

【年齢別就業率の推移】



【年齢別就業率の比較】



出典：国勢調査

2. アンケート調査からみる状況

(1) 調査の実施概要

本計画の策定にあたって、基礎資料とするために以下の調査を実施しました。実施した調査の中から、主な結果を掲載します。

■調査対象及び調査方法

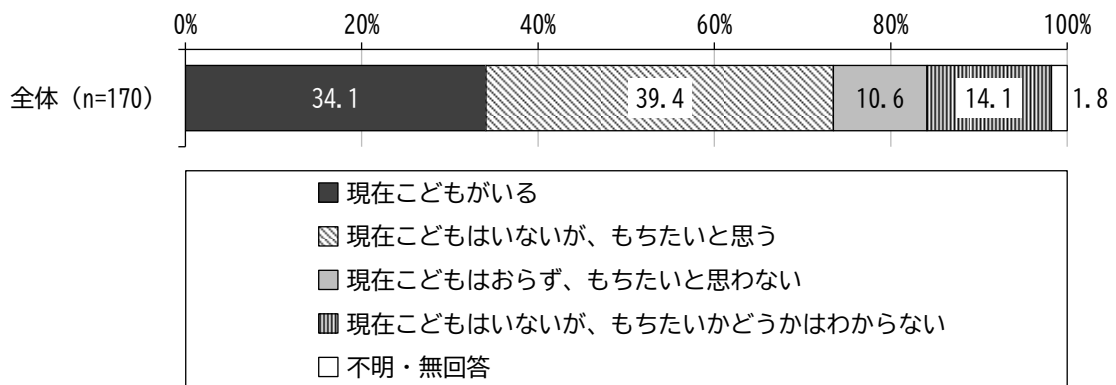
項目	こども・若者調査	小学生・中学生調査
調査対象者	町内在住の高校生以上の住民 460 人	町内在住の小学生・中学生 136 人
調査期間	令和6年8月23日(金) ～9月19日(木)	令和6年8月26日(月) ～9月19日(木)
調査方法	郵送配布・郵送回収またはWEBによる本人記入方式	学校配布・学校回収またはWEBによる本人記入方式
配布数	460 件	136 件
有効回収数	170 件	128 件
有効回収率	37.0%	94.1%

(2) こども・若者調査

■ こどもを産み育てることについて

① こどもをもちたいと思うか

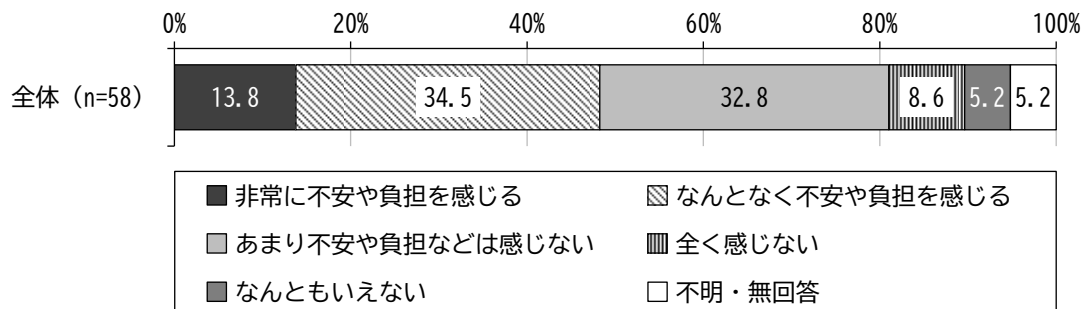
「現在こどもはいないが、もちたいと思う」が39.4%と最も高く、次いで「現在こどもがいる」が34.1%、「現在こどもはいないが、もちたいかどうかはわからない」が14.1%となっています。



①で「現在こどもがいる」を選んだ方

② 子育てに関して不安感や負担感などを感じるか

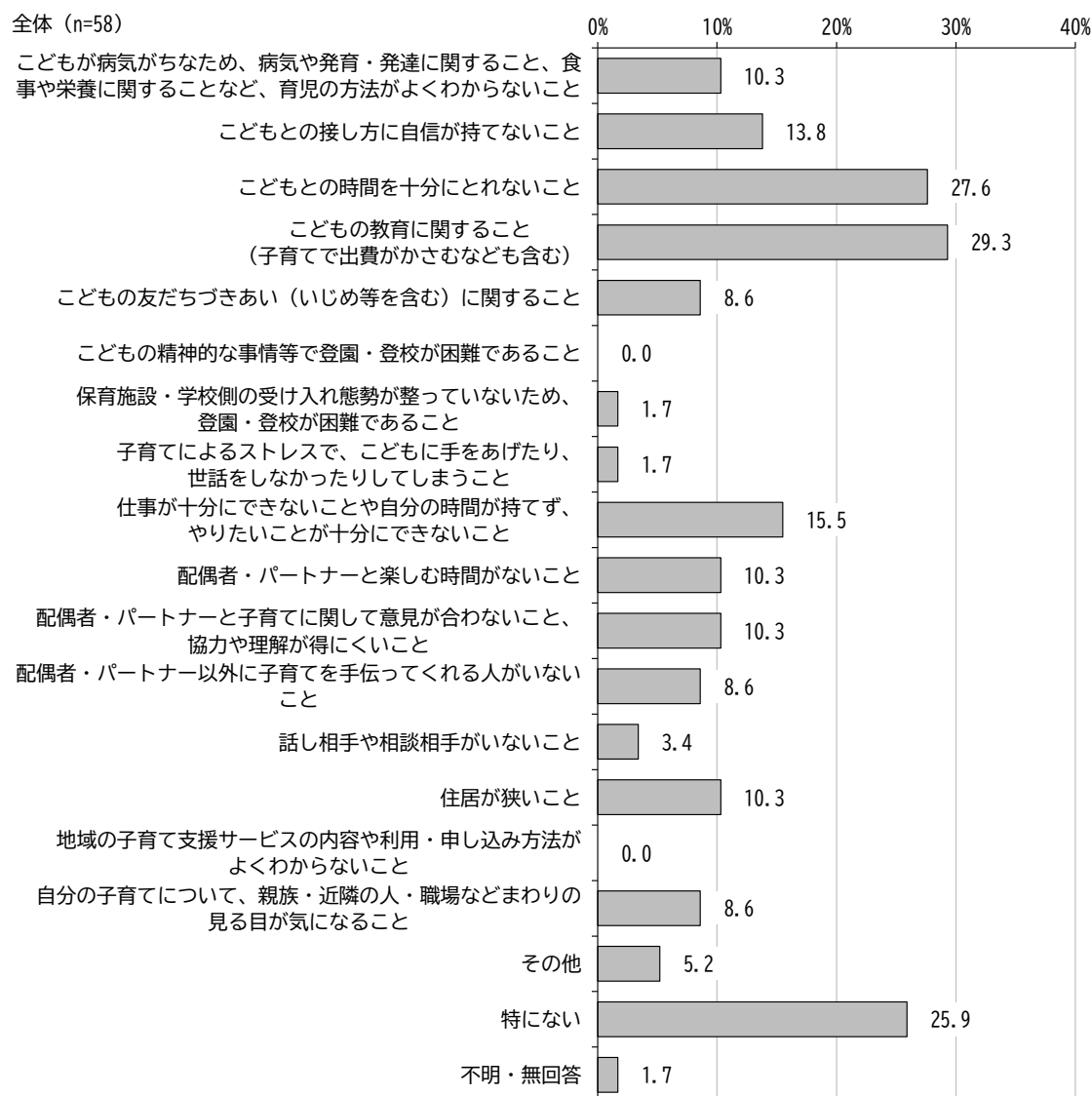
「なんとなく不安や負担を感じる」が34.5%と最も高く、次いで「あまり不安や負担などは感じない」が32.8%、「非常に不安や負担を感じる」が13.8%となっています。



①で「現在こどもがいる」を選んだ方

③子育てに関することや子育てをする上で日常悩んでいること、気になること

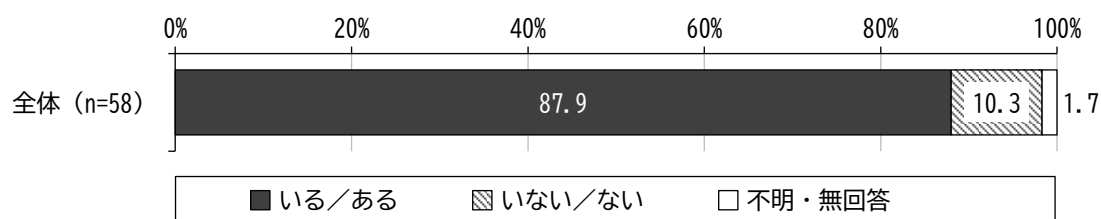
「こどもの教育に関すること（子育てで出費がかさむなども含む）」が 29.3%と最も高く、次いで「こどもとの時間を十分にとれないこと」が 27.6%、「特にない」が 25.9%となっています。



①で「現在こどもがいる」を選んだ方

④子育てをする上で、気軽に相談できる人や相談できる場所の有無

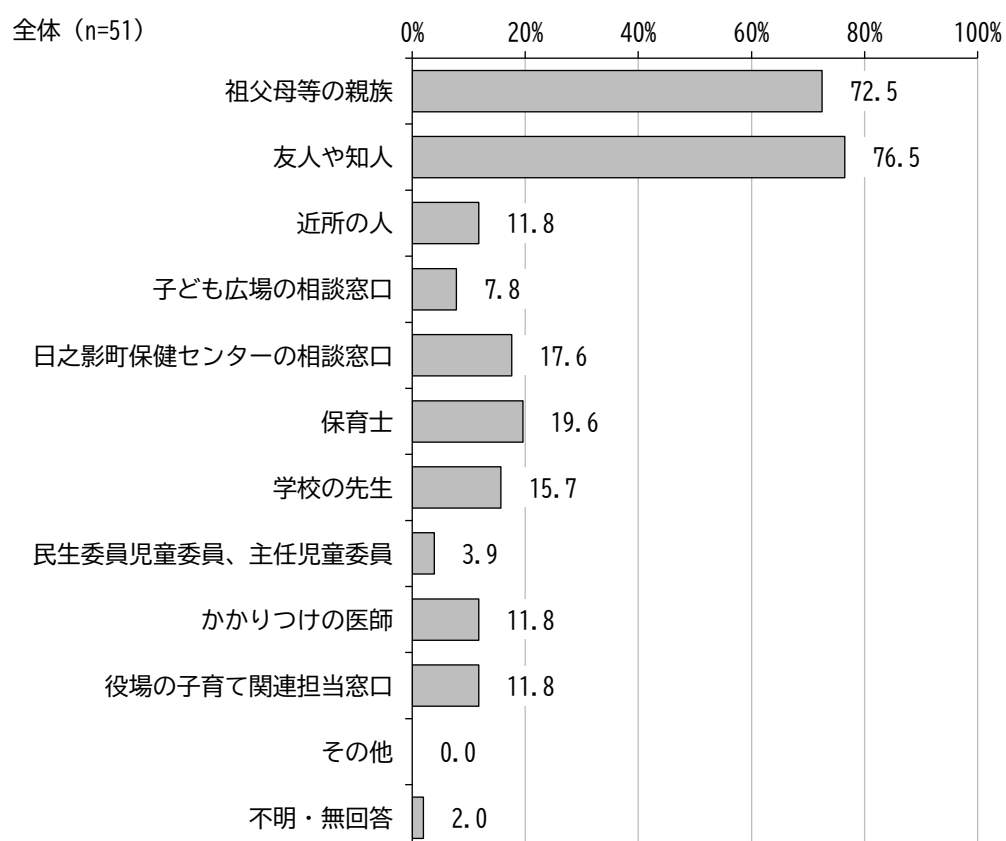
「いる／ある」が 87.9%と、「いない／ない」の 10.3%を上回っています。



④で「いる／ある」を選んだ方

⑤子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人や場所

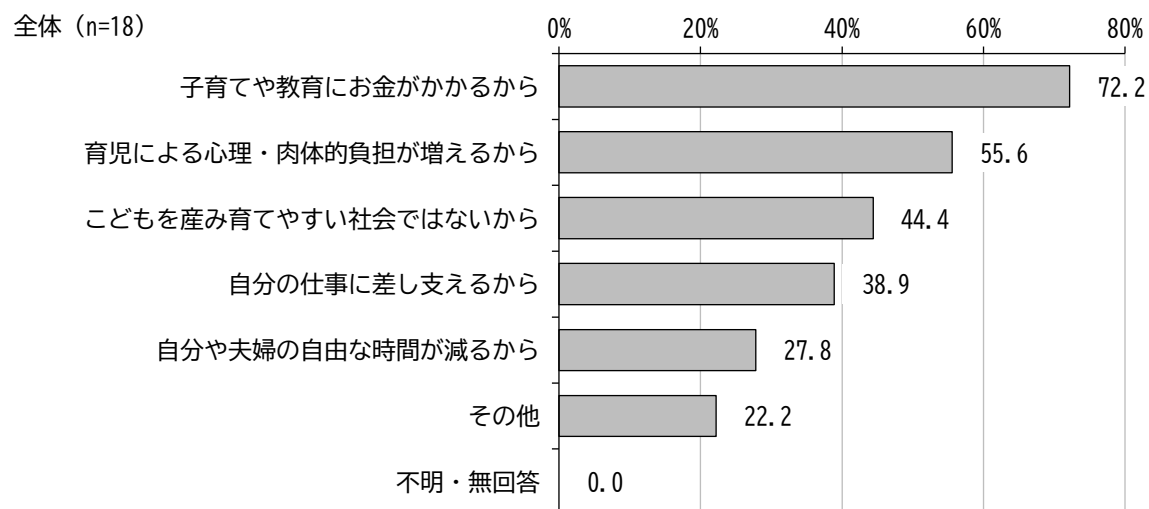
「友人や知人」が 76.5%と最も高く、次いで「祖父母等の親族」が 72.5%、「保育士」が 19.6%となっています。



①で「現在子どもはおらず、もちたいと思わない」を選んだ方

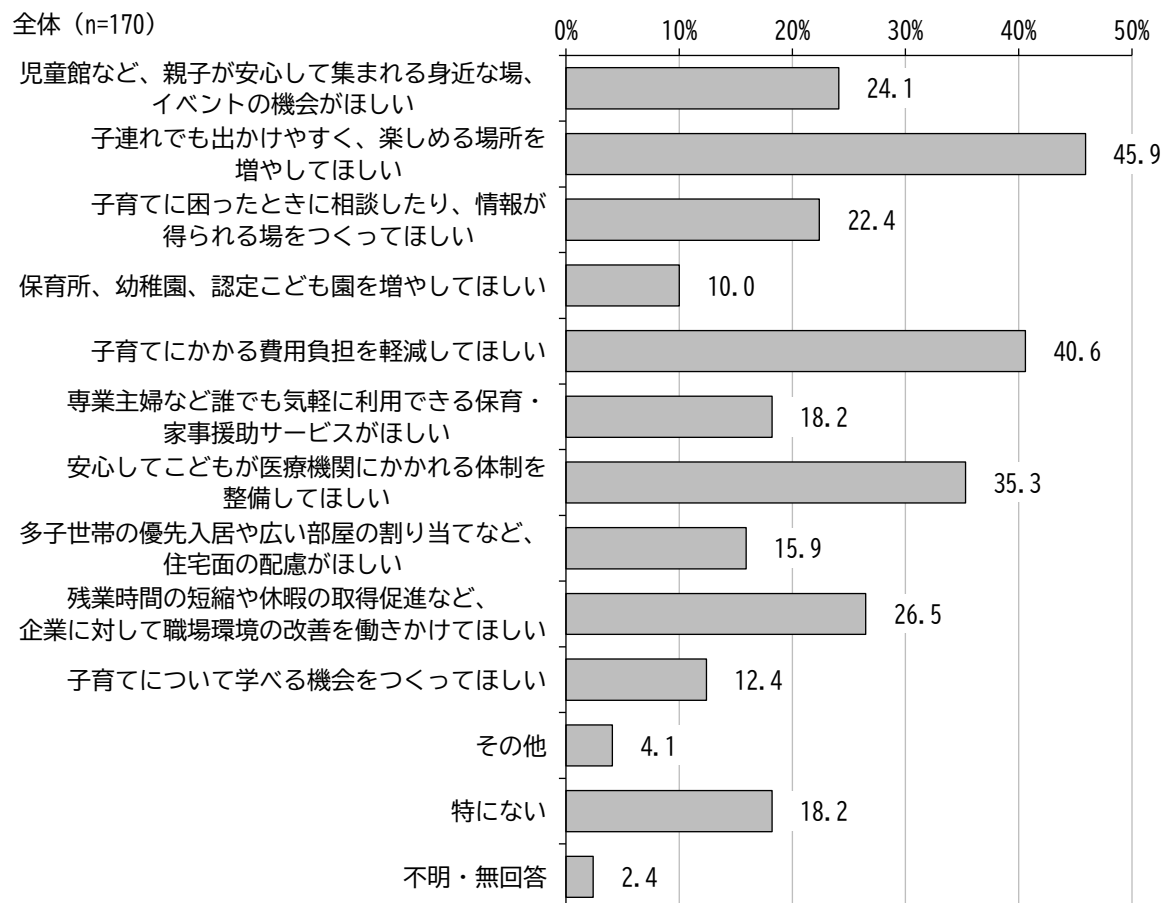
⑥子どもをもちたいと思わない理由

「子育てや教育にお金がかかるから」が 72.2%と最も高く、次いで「育児による心理・肉体的負担が増えるから」が 55.6%、「子どもを産み育てやすい社会ではないから」が 44.4%となっています。



⑦町に対してどのような子育て支援の充実を図ってほしいか

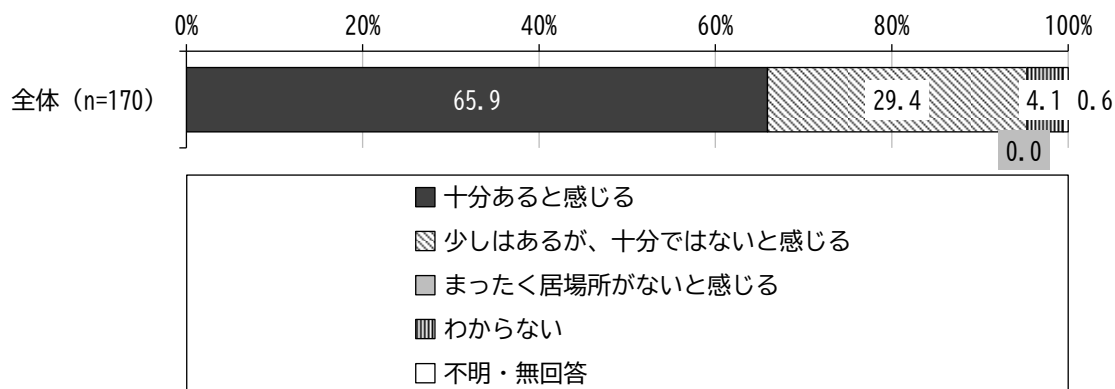
「子連れでも出かけやすく、楽しめる場所を増やしてほしい」が45.9%と最も高く、次いで「子育てにかかる費用負担を軽減してほしい」が40.6%、「安心してこどもが医療機関にかかる体制を整備してほしい」が35.3%となっています。



■ 普段の生活について

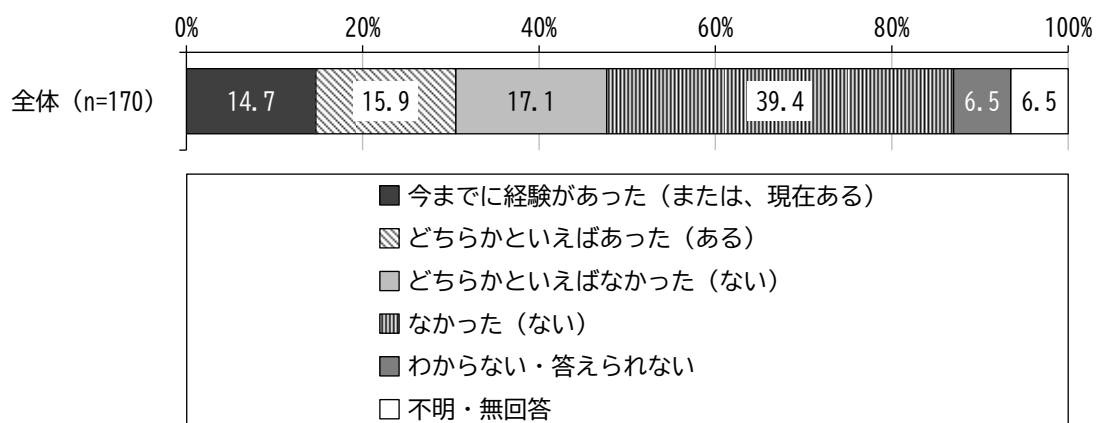
① 自分にとって「居場所」だと感じるところが十分あると感じるか

「十分あると感じる」が 65.9%と最も高く、次いで「少しはあるが、十分ではないと感じる」が 29.4%、「わからない」が 4.1%となっています。



② 社会生活や日常生活を円滑に送ることができなかった経験があるか

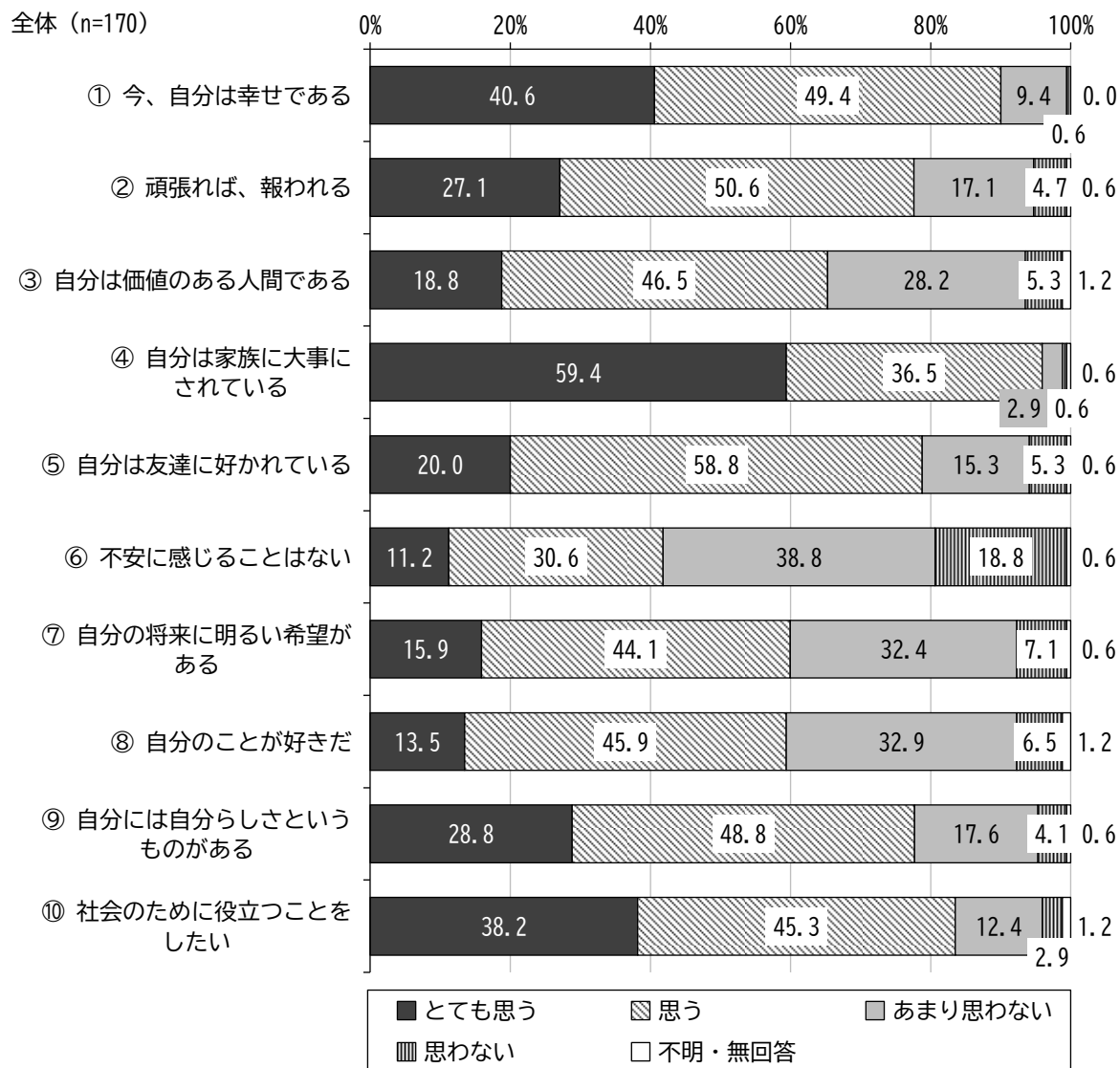
「なかった（ない）」が 39.4%と最も高く、次いで「どちらかといえばなかった（ない）」が 17.1%、「どちらかといえばあった（ある）」が 15.9%となっています。



■ 思いや気持ちについて

① 思いや気持ちについて、最も近いもの

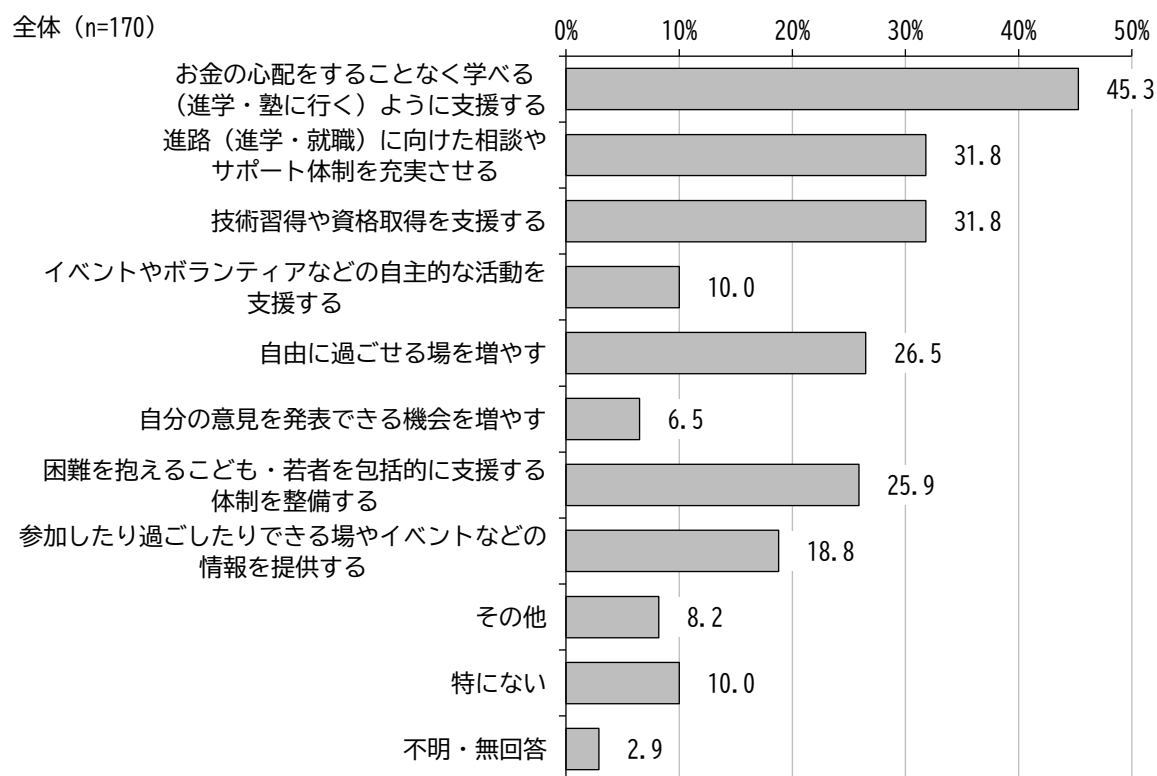
〔④ 自分は家族に大事にされている〕では「とても思う」、〔⑥ 不安に感じることはない〕では「あまり思わない」、その他の項目では「思う」が最も高くなっています。



■町の取り組みについて

①若者（39歳ぐらいまでの人）のために、日之影町に必要な取り組み

「お金の心配をすることなく学べる（進学・塾に行く）ように支援する」が45.3%と最も高く、次いで「進路（進学・就職）に向けた相談やサポート体制を充実させる」「技術習得や資格取得を支援する」が31.8%となっています。



②こども・若者施策について感じていることやご意見・ご要望（自由記述）

（一部抜粋）

【居住環境】

住める場所を増やすことで今の子どもたちが残ってくれる可能性があるので、アパートをつくっていることは良いことだと思います。しかし、働く場などが少ないと感じているので、日之影町に残りにくいという現状があると思います。

賃貸物件がもう少しあるといいなと思います。

若い方が移住したい時に住む場所がないのはもったいないなと思います。せっかく子育て支援も障がい者支援も頑張っていて、魅力的に思う方がいても住めないのは悲しいです。お試しで住めたり、単身で住める場所を整備してはどうでしょうか。若い世代（同世代）が増えると、交流しやすくなり益々日之影町を好きになれるのでお願いしたいです。

【子育て支援】

日之影町は子育てについてとても手厚く、子育てしやすい環境だと思います。公園や図書館などある程度大きくなった子が過ごす場所がありますが、休みの日に小さい子を遊ばせる場所が身近にないので（知らないの）そういった場所が増えるといいなと思います。

地域の方に見守られながら子育てできることがとても幸せに感じます。子育てのサポートも手厚く、Uターンして良かったと思いました。子どもが遊べる場所（天気関係なく）や集える場所があるととてもよいなと思っています。人口減少が課題だと思いますが、子育て世帯へのサポート態勢は他の町村にも見習ってほしいと個人的には感じています。

日曜、祝日に子どもを1日見てくれる施設がほしい。（仕事上）結局無いがために平日の仕事しか選ぶことができないため、やりたい仕事につけない。小児科を日之影にも設けてほしい。

子育てに関する支援（医療費や給食費、保育料等）があり、経済的な面で他市町村に比べて恵まれていると感じ有り難いです。公園や室内施設が充実してくれると嬉しいです。

【教育環境】

学校行事が多くて、子どもの様子や子どもの喜ぶ顔を見るのは嬉しいのですが、ひとり親だと負担が大きいです。仕事を休むことは仕方がないことですが…。良かったり悩ましかったりですかね。このアンケートをして気づいたのですが、自分の時間、居場所って考えたりしなかったけどあったらいいなあと思いますね。現実には時間、お金に余裕がないんですけどね。

子どもの習い事などへのサポートの強化（他の市町村では高齢者の送迎だけでなく、子どもの習い事の送迎をサポートしている市町村がある）。

定期的に学習塾を開催すると良いと思う。

いろいろな子どもができる習い事が町内でできるといいなあと思います。

【高等教育に対する支援】

大学進学における町独自の奨学金制度についての説明会など、情報を得られる場を作ってほしい。

大学までの費用を町が少しでも負担してくれたらそれにより将来日之影により良い人材が誕生すると思う。

【環境整備】

県道 237 号線の道の復旧を早めをお願いします。高校までの通学が不便で困っています。

中学校の徒歩通学が遠くて苦労した。宮水地区などもバス通学にしてほしい。

【地域活動】

消防の操法大会の時期になると旦那が不在で子育てに負担がかかるという話をよく聞いていました。実際に子どもが生まれ、この忙しい夜の時間に旦那がいないのは本当に困るだろうなあと思います。もっと子育て世帯に寄り添った在り方があるのではないのか、と思います。

高齢化と若者減少にともない、若者の負担が増えているように感じる。消防団活動や集落行事などこれまでのやり方をそのまま続けようとする、若者がつらい思いをする。早急に残すべきものややり方を議論する必要がある。

少子化でも手厚いサポートに感謝してます。夏の夜は夫が消防団で不在になり、子と過ごすことになります。頼れる家族も遠かったり忙しかったりで可愛い子供でも育児と家事でストレスが溜まり続けます。消防団の活動を邪魔せず、どこか、誰か、何かに甘えられる仕組みが欲しいです。

毎年毎年、子供との時間を削ってまで操法の練習をする必要があるのでしょうか。休めばいいと言われるかもしれませんがそのようなことが出来ないような状況なのはご存知だと思います。仕事と違い家庭にはお金も入らず何もプラスになる事はありません。今一度在り方を考えていただきたいです。

周りでも日之影に住みたい若者がいるけど、日之影は地区の集まり草刈りなどがめんどくさい。出なくてもいいとは言いがけないと嫌な目でみられる。可能なら参加しない人はお金を払うとかそういう制度を作ったらいいと思う。アンケートを讀んでいろんな政策とかそういうのは別にいらない、日之影は十分してる。人が住みやすいと思うのはまず昔からある変な伝統的な事を無くすことだと思います。そしたら間違いなく今よりはUターンもずっと住みたい人も増えるとおもう。

【その他】

こども・若者の意見を聴いて、柔軟に対応してほしい。

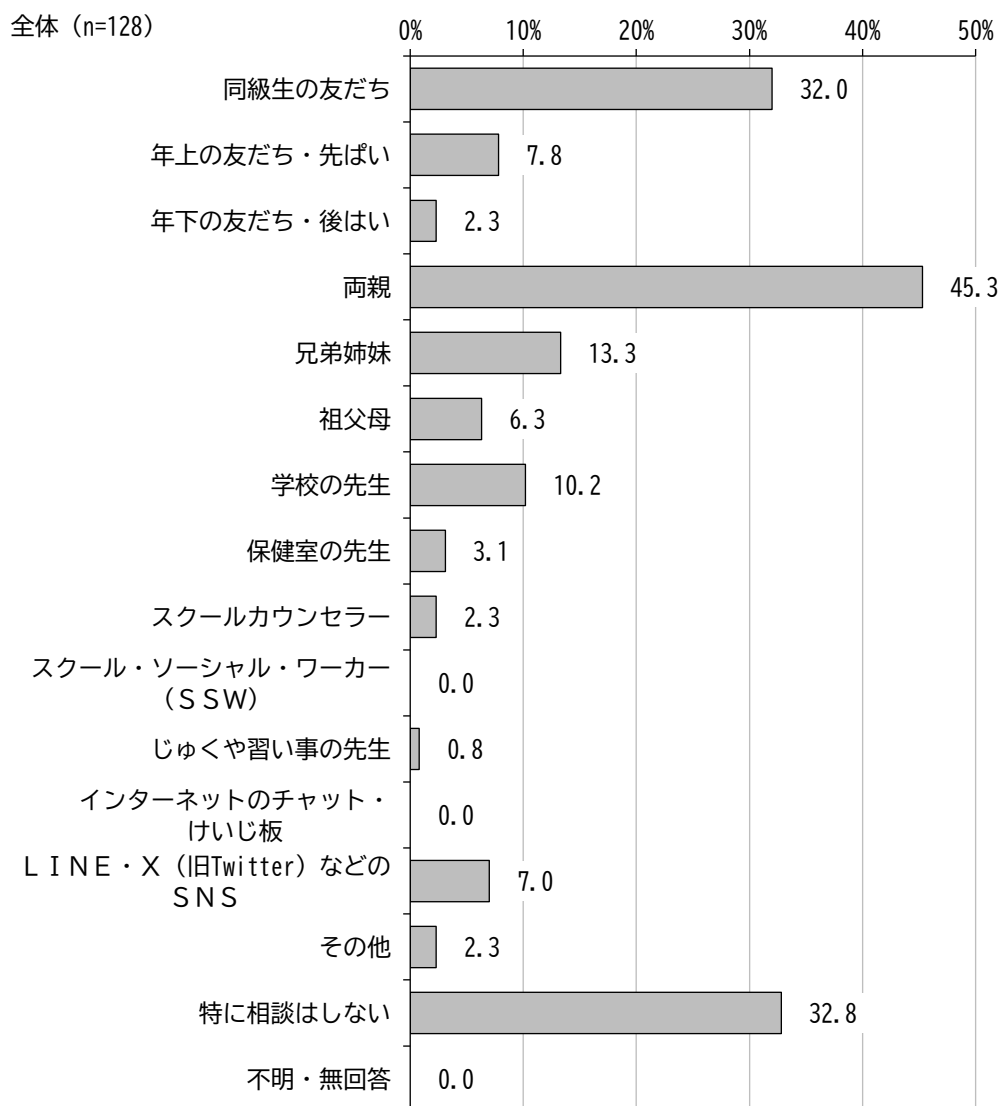
親が安心してこどもたちが気軽に集まれる場所や自由に遊べる場所を増やす。若い人が働ける職場づくり。

(3) 小学生・中学生調査

■ 悩みや不安について

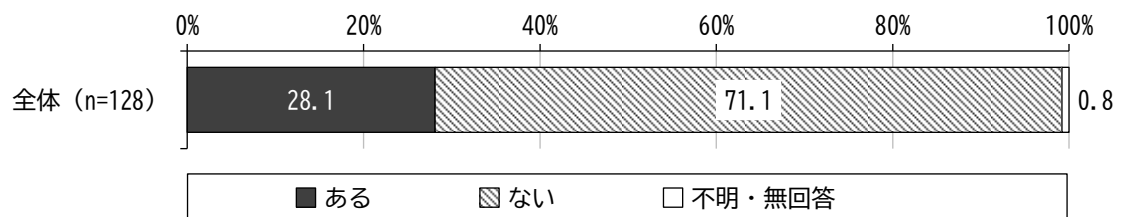
① 悩みや不安を感じたときの相談先

「両親」が45.3%と最も高く、次いで「特に相談はしない」が32.8%、「同級生の友だち」が32.0%となっています。



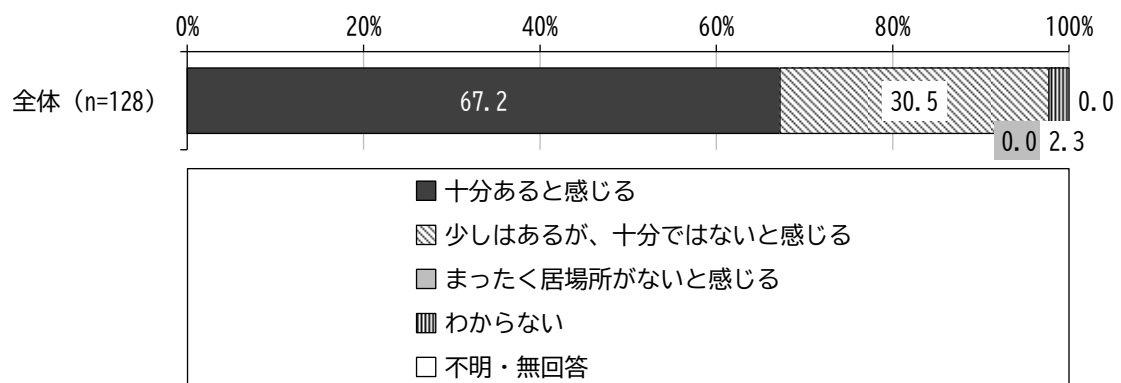
②悩みや不安について誰かに相談できれば良かったと思ったことはあるか

「ない」が71.1%と、「ある」の28.1%を上回っています。



③自分にとって「居場所」だと感じるところが十分あると感じるか

「十分あると感じる」が67.2%と最も高く、次いで「少しはあるが、十分ではないと感じる」が30.5%、「わからない」が2.3%となっています。



④町や地域にこどもの居場所づくりとして取り組んでほしいこと（自由記述）

（一部抜粋）

【商業施設】

イオン
文房具屋さん
公園やレストラン

【公園・遊べる場所】

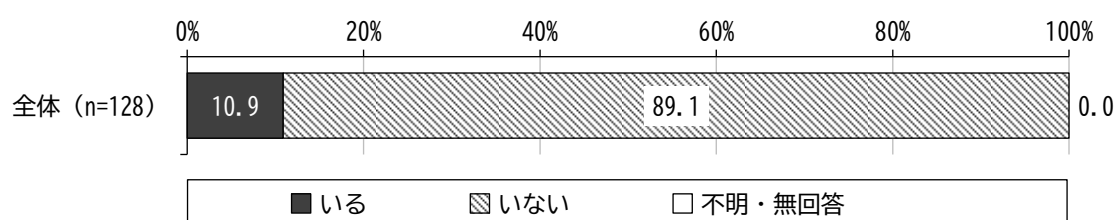
子どもの遊び場が少ないと感じたので、遊び場を作ると居場所がもっと増えると思います。
公園
子どもが自由にあそべる場所
公園の遊具を増やしてほしい。

広場や公共施設が増えてほしい。
子供だけが入れているようなゲームがある場所
子供だけで遊んだり勉強をしたりして過ごす場所が欲しい。
バスをいろんな地域に来るようにしてほしい。(親が仕事の時に図書館などに行けない)
遊ぶ場所、集まれる場所
親と離れることができ子どもだけになれる安全な空間が欲しい。
利用者が少なく大変だろうが、町立図書館の休館日を減らしてほしい。

■お世話をするについて

①家族の中にお世話をしている人がいるか

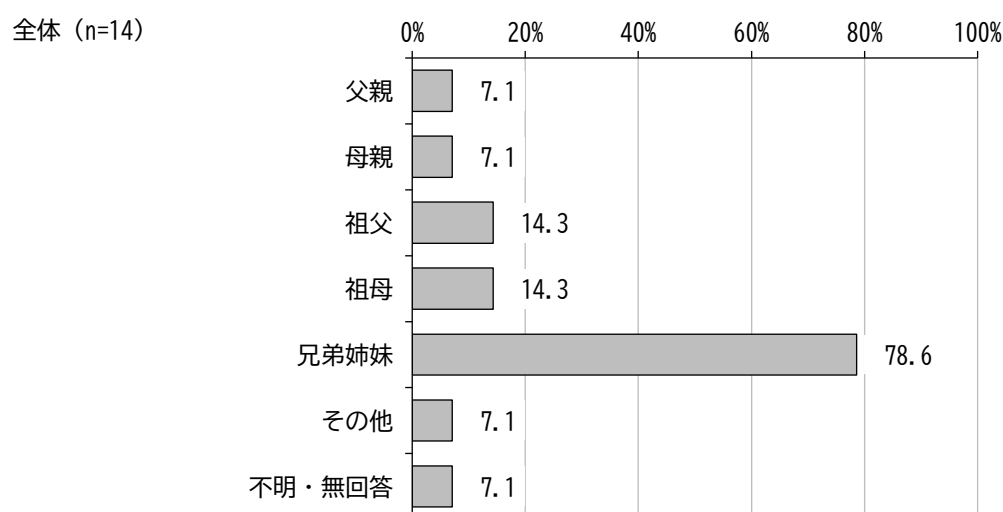
「いない」が89.1%と、「いる」の10.9%を上回っています。



①で「いる」を選んだ方

②誰をお世話しているか

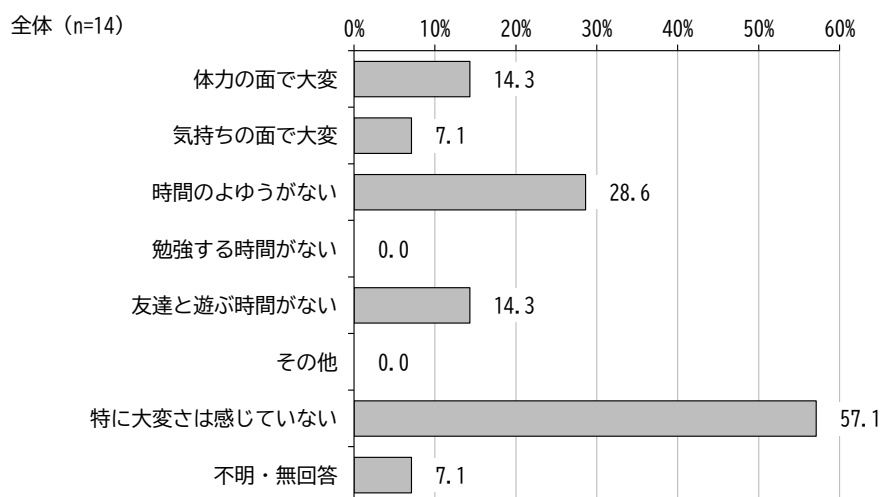
「兄弟姉妹」が78.6%と最も高く、次いで「祖父」「祖母」が14.3%となっています。



①で「いる」を選んだ方

③お世話をするに対して大変さを感じているか

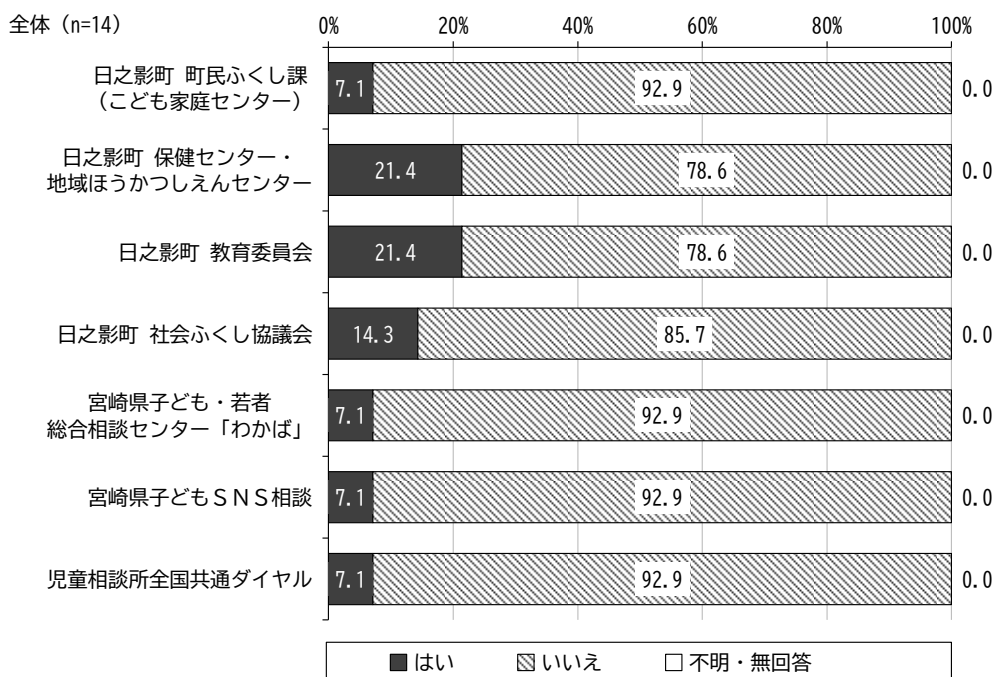
「特に大変さは感じていない」が 57.1%と最も高く、次いで「時間のよゆうがない」が 28.6%、「体力の面で大変」「友達と遊ぶ時間がない」が 14.3%となっています。



①で「いる」を選んだ方

④お世話をするに関して相談することができる場所の認知度

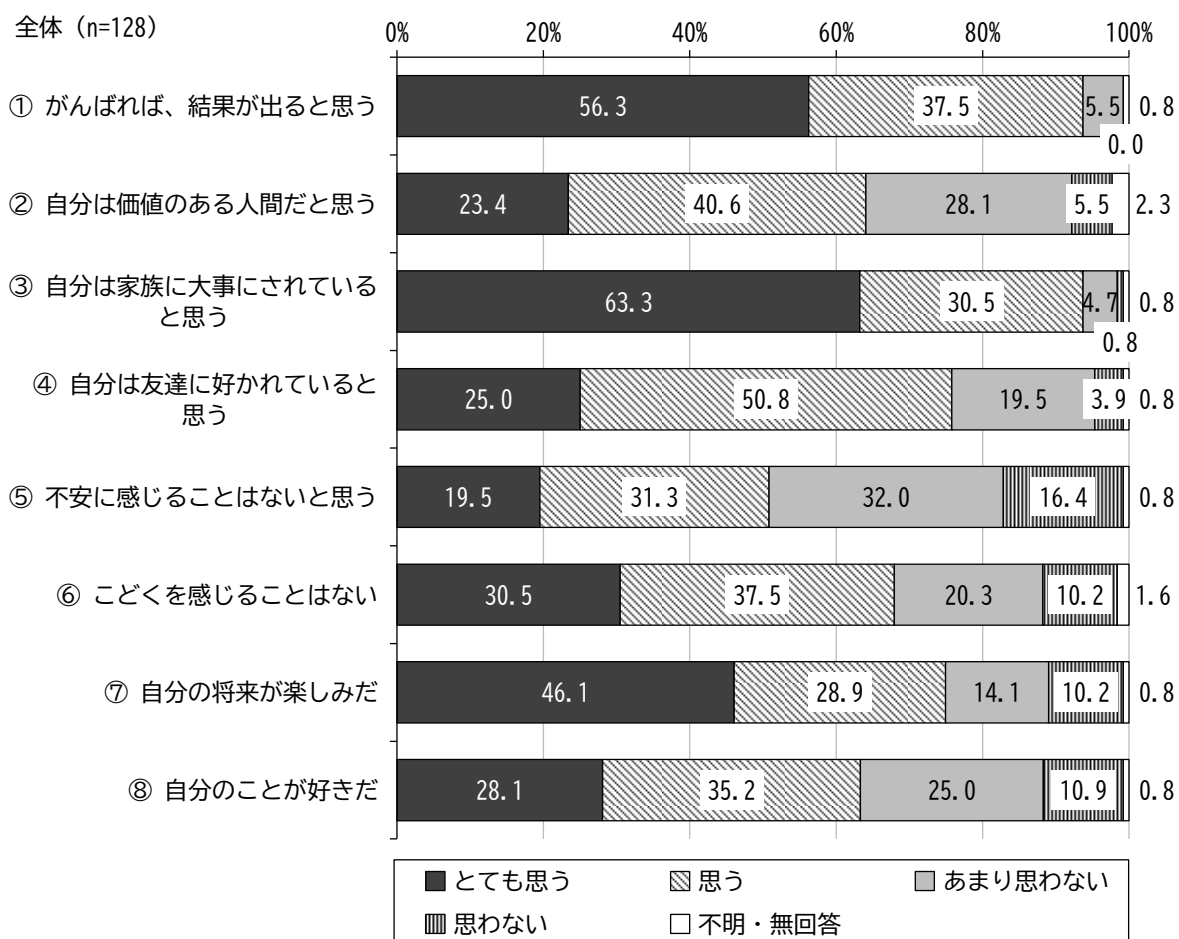
すべての項目において、「いいえ」が高くなっています。



■ 思いや気持ちについて

① 思いや気持ちについて、最も近いもの

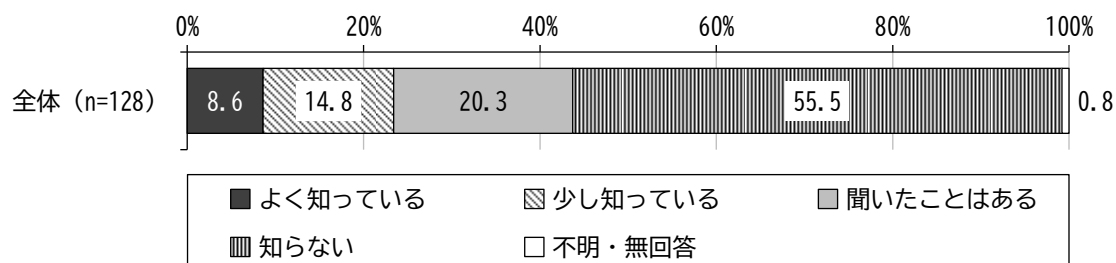
〔①がんばれば、結果が出ると思う〕〔③自分は家族に大事にされていると思う〕〔⑦自分の将来が楽しみだ〕では「とても思う」、〔⑤不安に感じることはないと思う〕では「あまり思わない」、その他の項目では「思う」が最も高くなっています。



■ こども・若者の権利について

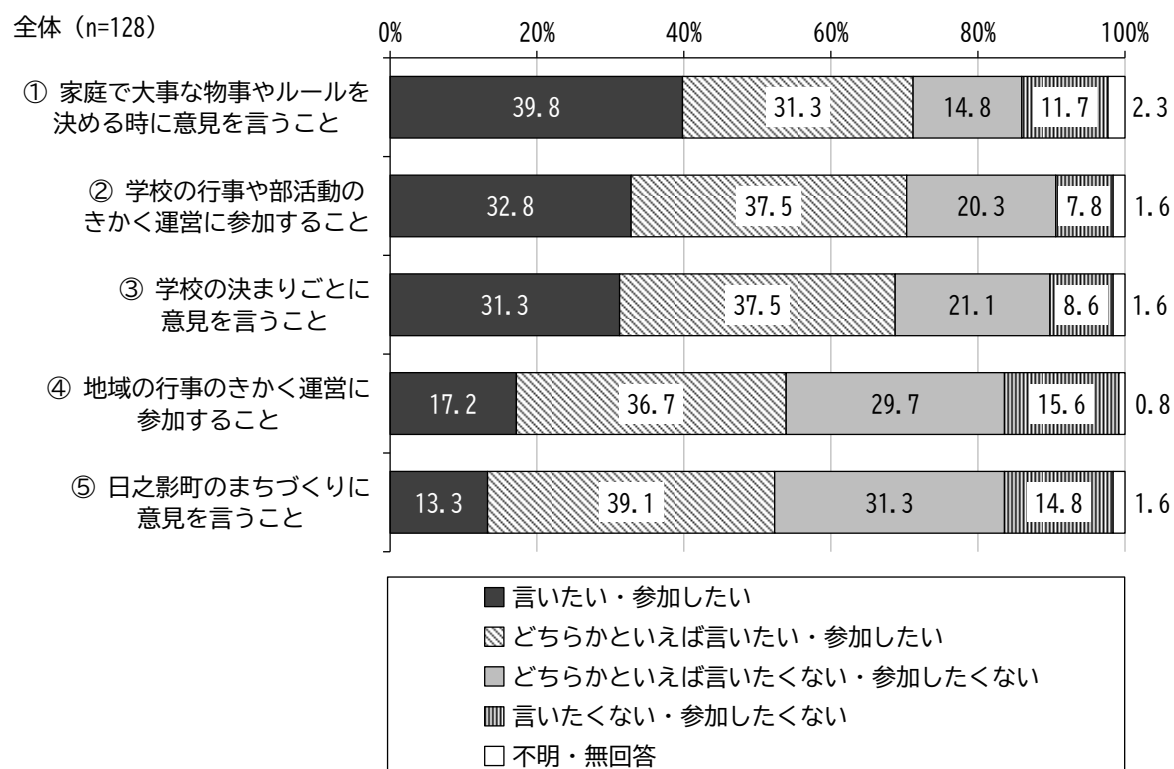
① こどもの権利の認知度

「知らない」が 55.5%と最も高く、次いで「聞いたことはある」が 20.3%、「少し知っている」が 14.8%となっています。



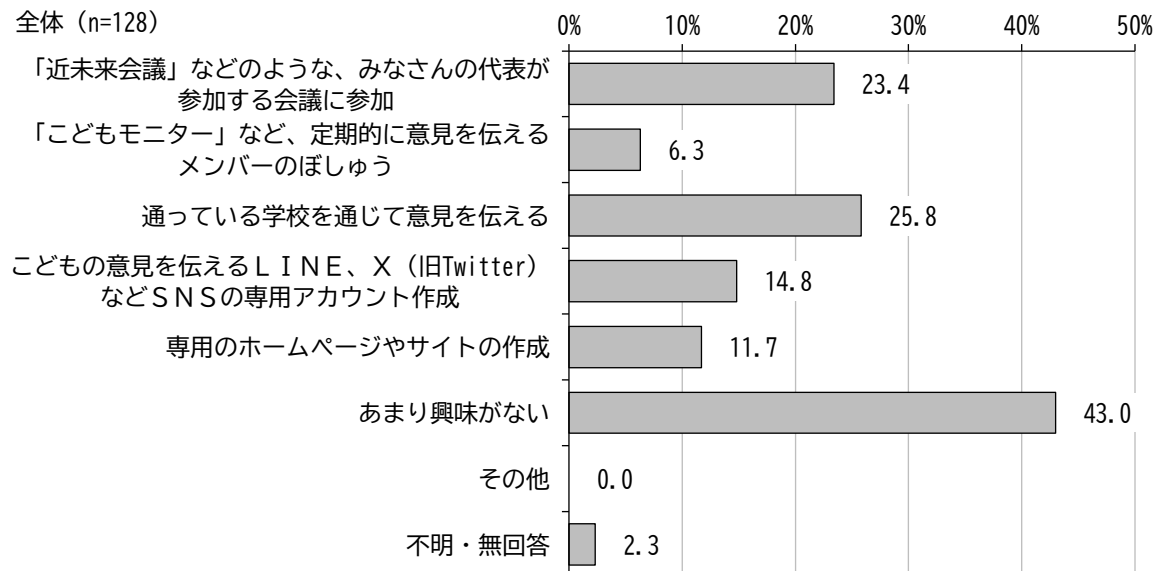
② 物事を決める時に意見を言ったり、参加したりしたいと思うか

【①家庭で大事な物事やルールを決める時に意見を言うこと】では「言いたい・参加したい」、その他の項目では「どちらかといえば言いたい・参加したい」が最も高くなっています。



③意見を町の取り組みに反映させるため、参加しやすい方法

「あまり興味がない」が43.0%と最も高く、次いで「通っている学校を通じて意見を伝える」が25.8%、「『近未来会議』などのような、みなさんの代表が参加する会議に参加」が23.4%となっています。



3. 第2期計画の進捗状況

(1) 教育・保育の実施状況（実績は各年4月1日現在の認定者数）

年度	項 目	1号認定	2号認定	3号認定		
				0歳	1・2歳	合計
令和 2 年度	見込み	0	62	8	46	54
	実 績	0	62	7	47	54
	差異（実績-見込み）	0	0	▲1	1	0
令和 3 年度	見込み	0	79	8	33	41
	実 績	0	72	10	33	43
	差異（実績-見込み）	0	▲7	2	0	2
令和 4 年度	見込み	0	78	8	34	42
	実 績	0	64	3	32	35
	差異（実績-見込み）	0	▲14	▲5	▲2	▲7
令和 5 年度	見込み	0	76	8	34	42
	実 績	0	58	3	36	39
	差異（実績-見込み）	0	▲18	▲5	2	▲3
令和 6 年度	見込み	0	60	8	34	42
	実 績	0	49	1	36	37
	差異（実績-見込み）	0	▲11	▲7	2	▲5

(2) 地域子ども・子育て支援事業の実施状況

①利用者支援事業（母子保健型）

実施箇所数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込み	1	1	1	1
実績	1	1	1	1

②地域子育て支援拠点事業

年間延べ人数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込み	324	324	324	324
実績	329	327	213	566
差異（実績-見込み）	5	3	▲111	242

【参考：子ども広場】

年間延べ人数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績	329	327	213	566

③妊婦に対する健康診査

年間実人数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込み	16	16	16	16
実績	26	23	25	18
差異（実績-見込み）	10	7	9	2

④乳児家庭全戸訪問事業

年間実人数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込み	16	16	16	16
実 績	20	15	17	13
差異（実績-見込み）	4	▲1	1	▲3

⑤養育支援訪問事業

年間実人数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込み	0	0	0	0
実 績	0	0	0	0

⑥子育て短期支援事業

年間実人数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込み	0	0	0	0
実 績	0	0	0	0

⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

年間延べ人数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込み	0	0	0	0
実 績	0	0	0	8

⑧一時預かり事業

年間延べ人数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込み	52	54	53	53
実 績	0	0	0	0
差異（実績-見込み）	▲52	▲54	▲53	▲53

⑨延長保育事業

年間実人数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込み	54	55	55	54
実 績	63	60	54	72
差異（実績-見込み）	9	5	▲1	18

⑩病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）

年間延べ人数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込み	100	100	100	100
実 績	0	0	0	0

⑪放課後児童健全育成事業

年間実人数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込み	0	0	0	0
実 績	0	0	0	0

【参考：放課後子ども教室】

登録児童数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込み	170	170	170	170
実 績	160	144	131	120

(3) 基本目標ごとの主な事業・取組の実施状況

①安心して産み育てられる環境づくり

- (1) 妊娠・出産期から乳幼児期までの切れ目のない支援
(2) 地域における子育ての支援

【主な事業・取組の実施状況】

不妊症治療費助成				
概要	不妊治療を受けた夫婦に対して、検査費、治療費を助成しました。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
治療費助成件数	3	2	6	1
検査費助成件数	—	—	3	0

妊婦健康診査（子宮頸がん検診を含む）				
概要	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦健康診査として健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、適時医学的検査を実施しました。また、妊婦健康診査14回分、多胎健診5回分、子宮頸がん検査の費用を助成しました。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間延べ人数	165	212	254	138

妊婦歯科健康診査助成				
概要	妊婦の歯の健康保持及び増進を図るため、妊婦歯科健康診査の費用を助成しました。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間延べ人数	6	11	12	5

ひのかけベビー応援金				
概要	妊婦届を行い、母子保健手帳を受け取る際に、産婦人科への通院費用として10,000円分の商品券を支給しました。令和4年度からは15,000円分に増額し、令和5年度からは、妊娠期間中の治療・入院費用として15,000円を加え、合計30,000円の現金を給付しました。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間実人数	14	17	20	14

産婦健康診査助成				
概要	産後うつ予防や新生児への虐待予防等を図るため、産後2週間健診と産後1か月健診の費用を助成しました。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間延べ人数	38	31	41	23

新生児聴覚検査助成				
概要	聴覚障害の早期発見、早期療育を図るため、新生児聴覚検査の費用を助成しました。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間実人数	18	16	21	11

乳幼児健康診査				
概要	こどもの健やかな発達を確認するために、3か月児・6か月児・9か月児・12か月児・1歳6か月児・3歳6か月児・5歳児の健康診査を行いました。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
健診受診率 (%)	100.0	100.0	100.0	100.0

幼児歯科健康診査				
概要	こどもの健やかな歯の健康を確認するために、1歳6か月児・2歳6か月児・3歳6か月児・5歳児の歯科健康診査を行いました。また、2歳児・2歳6か月児・3歳児・3歳6か月児・5歳児のフッ化物塗布を行いました。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
歯科健診受診率 (%)	92.0	91.0	95.0	87.0

小児任意予防接種費用補助事業				
概要	おたふくかぜ、インフルエンザ、ロタウイルス、三種混合の予防接種費用の一部を助成しました。(ロタウイルス助成は令和2年度まで。三種混合は令和4年度から開始。)			
おたふくかぜ				
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間助成件数	19	18	12	17
インフルエンザ				
年間助成件数	251	238	149	132
ロタウイルス				
年間助成件数	35	－	－	－
三種混合				
年間助成件数	－	－	0	2

フッ化物洗口事業					
概要	むし歯予防対策として、4歳から中学生までの希望する保護者及び本人に対し、集団でフッ化物洗口を実施しました。				
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
実施率 (%)	保育園	100.0	100.0	98.0	98.0
	小・中学校	93.1	92.4	94.8	94.9

産後ケア事業				
概要	退院直後の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等を実施しました。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間延べ人数	—	2	7	21

離乳食教室				
概要	離乳食の進め方や調理方法を集団で学ぶ場を設け、こどもの発達に合った離乳食を進められるように支援しました。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間延べ利用人数	7	2	1	11

出産祝金				
概要	出産に伴う諸費用（おむつ代、ミルク代）の軽減を図るとともに、少子化対策及び定住人口の促進を図るため、出産したこどもを養育している方に出産祝金を支給しました。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間実人数	16	20	14	23

積み木のプレゼント				
概要	木育活動の一環として、生後6か月を迎えた乳児を対象に、町産材を使用した木のおもちゃ（積み木）を配付しました。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間配布人数	23	12	15	22

町立図書館の運営				
概要	乳幼児から高齢者まで幅広い世代が交流できる学びの場を提供しました。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間延べ人数	—	5,225	5,683	6,057

乳児家庭全戸訪問事業				
概要	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を保健師などが直接訪問し、育児に関する相談や子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、各家庭の養育環境の把握を行いました。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間実人数	20	15	17	13

未熟児養育医療				
概要	生まれた時のこどもの体重が2,000g以下で、医師が入院養育を必要と認めた場合に養育医療に係る費用を給付しました。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間実人数	0	0	4	1

小児夜間急病センター運営負担				
概要	延岡市夜間急病センターの運営費を負担し、町民が利用できるようにしました。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間実人数	21	18	5	10

子ども救急医療電話相談（宮崎県事業）				
概要	夜間のこどもの急病時、病院へ行った方が良いかどうか、判断に迷った時などに利用できるよう、小児救急患者の保護者等からの電話による相談窓口を周知しました。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
電話相談を知っている保護者の割合（％）	100.0	84.6	92.9	94.7

子ども広場				
概要	保育所入所前の親子が一緒に遊んだり、子育て中の保護者を対象に支援員による子育て相談や情報交換、高齢者との世代間交流を行いました。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間延べ人数	329	327	213	566

ファミリーサポート日之影				
概要	町内在住又は町外に勤務している方で、生後3か月から小学6年生までのお子さんをお持ちの方を対象に、育児の手助けを希望する方に対して託児を行いました。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間延べ人数	0	0	0	8

チャイルドシートの貸し出し				
概要	帰省時やチャイルドシートを購入するまでの期間などに、一時貸し出しを行いました。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間利用件数	0	18	30	16

ブックスタート事業				
概要	絵本を通して、親子が楽しいひとときを過ごし、すこやかな成長のきっかけとなることを目的に、町内の乳児と保護者を対象に、絵本等が入ったブックスタートパックを贈呈しました。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
贈呈者数	—	8	9	20

森林セラピー・森の幼稚園事業				
概要	自然に親しみを深め、こどもの健全な発達を促すことを目的として、森林セラピー・森の幼稚園事業を実施しました。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
参加人数	0	0	25	32

②子どもの健やかな成長のための教育環境の整備

- (1) 学校の教育環境等の整備
(2) 学校・家庭・地域の連携・協働による教育力の向上

【主な事業・取組の実施状況】

中学生の乳幼児ふれあい体験（職場体験学習を含む）				
概要	中学生が、こどもを産み育てることの意義を理解し、こどもや家庭の大切さを理解するために、保育所等を活用し、乳幼児とふれあう機会を設けました。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数	1	1	1	1

子ども一人ひとりに応じたきめ細かな指導（各学力向上テストの実施）				
概要	全国学力・学習状況調査及びみやざき小・中学校学習状況調査への参加とともに、平成30年度から小学3年生、中学2年生を対象とした、町独自の「ひのかげ学力調査」を実施しました。「ひのかげ学力調査」の結果等をもとに各学校とミーティングを行い、指導の改善・充実につなげました。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数	1	1	1	1

小中学校の授業 ICT 活用				
概要	小中学校のタブレット型端末等のパソコンや大型モニターを活用した学習を実施しました。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施状況（％）	50.0	75.0	75.0	100.0

複式学級解消事業				
概要	複式学級における授業時の支障を解消するため講師を配置しました。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
配置人数	3	3	3	2

観察実験アシスタント配置事業				
概要	小学校に理科の観察・実験を支援する補助員を配置しました。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
配置人数	1	1	1	1

語学指導等を行う外国青年招致事業（JET プログラム）				
概要	外国語指導助手（ALT）を配置し、小・中学校を中心とした語学指導に重点を置いた活動を進めました。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校配置人数	1	1	1	1
中学校配置人数	1	1	1	1

公費支援型学習塾				
概要	短期集中型学習塾を開設し、小学6年生から中学3年生まで、切れ目のない受講環境を整え、学力の強化を図りました。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業費（円）	397,000	358,000	965,200	820,000

放課後子ども教室				
概要	放課後等に小学校等の施設を活用し、こどもたちの安全・安心な居場所を設け、地域の方々の協力を得て、勉強やスポーツ・交流活動を実施することにより、地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進しました。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
放課後子ども教室数	3	3	3	3
長期子ども教室数	3	3	3	3

道徳教育の推進、教育の指導力の向上事業				
概要	教育委員会主催の教職員研修会において、道徳教育に係る講座を設けるなど、適宜、取組を行いました。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数	1	1	1	1

児童生徒の道徳性向上を図る道徳教育の実施				
概要	教育活動全体を通じた道徳教育を実施しました。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数	3	3	3	3

食育推進事業（教育委員会）				
概要	地元の農産物を学校給食に活用するため、原材料費を補助しました。また、夏休み子ども教室における料理教室等での原材料費を補助しました。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
補助金額（円）	1,001,942	884,986	882,866	917,257

「食育」の推進（保健センター）				
概要	基本的な生活習慣を形成するために、食事や生活に関する講話を実施しました。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間参加者数	－	－	26	30

学校給食における「地産地消の日」の推進				
概要	学校給食の食材として、町内の農産物を道の駅青雲橋野菜生産者グループと連携して供給しました。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
供給日数	39	47	53	48

児童生徒健診事業				
概要	小学校、中学校の児童・生徒の健康診断、各種検診を実施しました。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業費（円）	1,292,939	1,240,541	1,166,767	1,159,439

安全で豊かな学校施設の整備（学校安全の充実等の総合的な取組の推進）				
概要	こどもに安全で豊かな環境を提供するために、関連施設の老朽箇所修繕や小・中学校教室照明のLED化、小・中学校トイレの洋式化、給食室・音楽室等のエアコン設置等、適切な学校施設の整備を実施しました。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校（千円）	12,958	50,781	8,626	2,856
中学校（千円）	7,612	20,148	17,556	157,898

子どもたちがスポーツを楽しむための環境づくりを学校・地域・家庭で総合的な方策を展開する事業				
概要	地域との連携を進め、スポーツ少年団の充実を図りました。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
団体数	5	5	5	4

総合型地域スポーツクラブや広域スポーツセンターの育成支援				
概要	多様なスポーツニーズに応えるため、総合型スポーツクラブを支援しました。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支援教室数	3	3	2	2

小学校連合集団宿泊学習事業				
概要	小学5年生の宿泊体験学習において、日之影の自然・文化にふれる活動や町内にある宿泊施設の利用を通じて、日之影の良さを実感できる取組を行いました。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数	1	1	1	1

家庭教育学級、講座の開催				
概要	学校施設や社会教育施設を活用し、家庭教育学級の充実を図り、ともに協力して児童・生徒を育てる意欲を高め、家庭教育に関する学習の機会や情報の提供を行いました。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催校数	1	1	2	2

文化活動や鑑賞機会の充実				
概要	青少年伝統芸能発表大会を実施しました。また、芸術文化ふれあい鑑賞教室において、小中学生を対象に演劇・音楽鑑賞を年1回実施しました。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数	0	0	2	2

思春期保健対策の推進				
概要	各学校において、養護教諭を活用した授業を実施し、教育委員会・保健センター・こども家庭センターとの連携等を通じて、保健指導の充実を図りました。また、学校だよりを活用し、児童・生徒の健全な育成に係る啓発を行いました。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数	10	21	17	24

ひのかげ近未来会議				
概要	日之影中学校3年生を対象に、観光や農業などまちづくりに関するテーマを設定し、役場職員や地域住民、関係団体と課題解決に向けた協働学習・研究・発表・提案を行う「ひのかげ近未来会議」の開催を支援しました。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数	1	1	1	1

③様々な環境で育つ子どもの健やかな成長

- (1) 児童虐待防止対策の充実
- (2) 障がい児施策の充実
- (3) ひとり親家庭等の自立支援の推進
- (4) 子どもの貧困対策の推進

【主な事業・取組の実施状況】

要保護児童対策地域協議会の設置				
概要	年1回会議を開催し、協力体制・支援の依頼と情報共有を行いました。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
会議開催数	1（書面）	1（書面）	1	1

療育強化事業費補助				
概要	在宅の心身に障がいのある児童あるいは障がいの疑いがある児童とその保護者に対し、通園や放課後子ども教室で療育指導等を行い、地域での在宅生活を支援しました。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象人数	2	2	2	3

重度心身障害児医療費助成制度				
概要	重度心身障がい児に係る保健給付等につき一部負担金を支払った場合に、当該支払額から入院は一人月額1,000円、外来は1診療報酬明細につき、一人月額500円を控除した額を助成しました。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
助成人数	2	2	2	2

特別児童扶養手当支給				
概要	精神又は身体に障がいのある20歳未満の児童を養育している方に支給しました。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象人数	5	5	5	5

重度心身障害児扶助費				
概要	精神又は身体に重度の障がいのある 20 歳未満の児童を養育している方に支給しました。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象人数	5	5	5	5

障害児福祉手当支給				
概要	在宅で 20 歳未満の重度の心身障がい児で、日常生活において常に介護が必要な方に支給しました。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象人数	1	1	1	1

児童扶養手当支給				
概要	父又は母親と生計を同じくしていない 18 歳以下の児童の親あるいは親に代わってその児童を養育している方に手当を支給しました。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象人数	27	25	25	21

ひとり親家庭医療費助成				
概要	20 歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭の父・母、その方が扶養する児童、父母のいない児童（18 歳の年度末まで）等を対象に、一人月額 1,000 円を控除した額を助成しました。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
助成金額（円）	973,428	1,530,726	921,544	792,195

母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度				
概要	経済的な自立や児童の就学などで資金の貸付が必要となったとき、母子・父子自立支援員による資金の貸付や償還の相談へとつなげました。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
貸付件数	0	0	0	2

就学援助事業				
概要	準要保護世帯の児童・生徒の学用品費、医療費等について、就学援助金を支給しました。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給人数	25	15	16	14

④子育てを応援する環境づくり

- (1) 仕事と子育ての両立に向けた環境づくり
- (2) 子育てを支援するまちづくり
- (3) 子どもの安全を守る取組
- (4) 子育てに係る経済的負担の軽減

【主な事業・取組の実施状況】

仕事と子育ての両立のための社会資源の整備

概要	保育士の確保やファミリー・サポートの充実を図り、希望する時期に保育サービスが受けられるよう支援しました。
----	--

良質な住宅の確保

概要	日之影町公営住宅等長寿命化計画に基づき、必要な住宅についてはバリアフリー化へ向けた整備や民間による集合賃貸住宅の建設費用の助成、三世代が同居するための住宅新築・改修の支援、空き家を利活用するための購入・改修支援等を実施しました。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支援件数 (空き家改修)	1	5	1	4
支援件数 (民間建設費用助成)	1	0	0	0

学校付近や通学路におけるパトロール活動の推進

概要	地域安全運動期間等に、日之影・八戸駐在所連絡協議会、日之影町青少年健全育成町民会議において青色パトロールによる見守りや月1回スクールバスへの乗車活動を実施しました。
----	--

防犯灯の整備促進

概要	防犯灯のLED化を進め、設置にかかる費用の一部補助、町民の負担の軽減を図りました。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
設置件数	17	28	24	17

児童手当支給				
概要	中学校修了までの児童を養育している方に児童手当を支給しました。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間延べ人数	3,458	3,164	2,880	2,712

子ども医療費助成制度				
概要	子育て家庭の負担を軽減し、安心してこどもを産み育てる環境づくりを推進するため、0歳から中学校修了までの児童・生徒を対象に医療費の助成を行いました。 令和4年度からは中学校修了までの児童・生徒に係る医療費の全額助成を実施しています。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
助成金額（円）	5,328,727	6,113,501	6,440,713	8,591,760

給食費助成制度				
概要	学校給食を受ける児童又は生徒の保護者が負担する学校給食費の半額を助成し、令和4年度から全額を助成しました。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
助成金額（円）	5,050,230	4,770,750	9,745,500	9,909,100

スクールバス運行事業				
概要	スクールバスの運行により、児童・生徒の通学と校外学習等の利便性を図りました。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給金額（千円）	23,326	23,021	23,319	23,326

遠距離通学費補助事業				
概要	学校までの通学距離が小学校で片道4 km以上、中学校で片道6 km以上の児童・生徒について通学費の補助を行いました。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学生（人）	2	2	2	2
中学生（人）	0	0	0	0

中学校入学支援金				
概要	中学校に入学した生徒を養育している保護者に支援金を支給しました。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給金額（円）	840,000	900,000	780,000	780,000

奨学資金の貸付				
概要	審議委員会が適当と認めた高等学校及び大学の学生に対し、学資の一部の貸付を行いました。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
貸付金額（千円）	13,140	17,490	13,500	14,440

4. 課題と今後の方向性

(1) 子育て家庭への支援

- ・ こども・若者調査から、子育てに関することで普段悩んでいることや気になることとしては、「こどもの教育に関すること（子育てで出費がかさむなども含む）」「こどもとの時間を十分にとれないこと」「仕事が多分にできないことや自分の時間が持てず、やりたいことが十分にできないこと」となっています。
- ・ こども・若者調査から、子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人や場所としては、「友人や知人」「祖父母等の親族」「保育士」となっています。
- ・ こども・若者調査から、町に対して充実してほしい子育て支援としては、「子連れでも出かけやすく、楽しめる場所を増やしてほしい」「子育てにかかる費用負担を軽減してほしい」「安心してこどもが医療機関にかかる体制を整備してほしい」となっています。
- ・ こども・若者調査から、「日曜・祝日にこどもを預けることができる施設がないため、日曜・祝日休みの仕事を選ぶことになる」との意見がありました。



子育てにかかる費用の助成等を継続し、経済的負担の軽減に努めていく必要があります。また、保護者のワークライフバランスの実現に向けて、保育サービス等の提供を継続します。

子育てをする上での気軽な相談先としては、親族や友人などの身近な人の割合が高く、相談窓口への相談割合は低くなっています。子育てに関する悩みを気軽に相談できるよう町の相談窓口の周知に努め、適切な支援へとつなぐことが重要です。



(2) こども・若者の成長支援

- ・こども・若者調査から、若者（39歳ぐらいまでの人）のために、本町に必要な取組としては、「お金の心配をすることなく学べる（進学・塾に行く）ように支援する」「進路（進学・就職）に向けた相談やサポート体制を充実させる」「技術習得や資格取得を支援する」となっています。
- ・こども・若者調査から、こども・若者施策として望むことについて「定期的に学習塾を開催すると良いと思う」との意見がありました。
- ・小学生・中学生調査から、自分の思いや気持ちについて、不安に感じることはないと思うかについては、約3割が「あまり思わない」と回答しています。
- ・小学生・中学生調査から、悩みや不安を感じたときの相談先としては「両親」「特に相談はしない」「同級生の友だち」となっています。

こども・若者が置かれている環境に関わらず、希望する進路の実現に向けて学ぶための支援や情報提供・サポート体制の充実が重要です。

悩みや不安を感じた時の相談先としては、両親や友達などの身近な人もしくは相談しない場合が多く、相談窓口の利用が少ない状況にあります。悩みや不安を感じている人が気軽に利用できるよう相談窓口の周知や適切な支援へつなぐための人材の育成に努めます。

(3) こども・若者の将来へ向けた支援

- ・こども・若者調査から、大学進学等における支援については、「大学進学における町独自の奨学金制度に関する説明会等の情報提供の場があってほしい」との意見がありました。
- ・こども・若者調査から、町内の雇用や居住地の確保について「住む場所を増やすことで、こどもたちが町に残ってくれる可能性があるが、働く場が少ないので、町に残りにくい現状があると思う」「賃貸物件やお試しで住める・単身で住める場所を整備してはどうか」との意見がありました。

本町では、高校・大学の進学に伴う奨学金の貸付を行っています。今後も進学や高等教育を受けるための支援を継続するとともに、制度の周知に努め、教育機会の確保や人材育成に取り組めます。

こども・若者が住み続けやすい地域づくりのため、雇用先の情報提供や地元企業との連携、居住地の確保が必要です。

(4) 支援が必要な子ども・若者とその家庭について

- ・子ども・若者調査から「学校行事が多くて、子どもの様子や喜ぶ顔を見るのは嬉しいが、ひとり親だと負担が大きい」との意見がありました。
- ・小学生・中学生調査から、兄弟や祖父母のお世話をしている人が全体の約1割います。お世話をしている人の中には、自分の時間や友達と遊ぶ時間がないこと、体力面に大変さを感じている人もいます。また、町や県・国の相談先の認知度も低い状況にあります。



支援が必要な子ども・若者とその家庭の早期把握や適切な支援の提供に努めます。また、支援が必要な状況にある子ども・若者の中には、自身の権利が損なわれていることに気づいていないことがあります。広報活動や町や県・国の相談先について周知を行うとともに、関係機関との連携を強化します。

(5) こどもの権利について

- ・小学生・中学生調査から、こどもの権利については約半数が「知らない」と回答しています。また、家庭や学校、地域の物事を決める時に意見を言ったり、参加したりしたいと思うかについては、約半数が「言いたい、参加したい（「言いたい・参加したい」と「どちらかといえば言いたい・参加したい」を含む）」と回答しています。
- ・本町では、毎年中学3年生を対象に「ひのかげ近未来会議」を開催し、町民や行政とともに地域の課題解決に向けた協働学習を行い、ふるさとの未来について提案する機会を設けています。
- ・こども大綱において、こどもや若者の社会参画を進めることは「こどもや若者の状況やニーズをよりの確に踏まえ、より実効性のある施策展開につながる」「こども・若者にとって自らの意見が十分に聴かれ、それによって社会に何らかの影響・変化をもたらす経験は、自己肯定感や社会の一員としての主体性を高める」とされています。



こども・若者における「こどもの権利」の認知度が低くなっており、「こどもの権利」の周知啓発が必要です。また、「ひのかげ近未来会議」などの機会を通じて、こども・若者の意見表明機会を確保するとともに、それらの意見を反映することが重要です。

(6) こども・若者の居場所づくり

- ・こども・若者調査から、保護者からこどもの居場所づくりとして、こどもだけで遊ぶことができる・気軽に集まることができる場所や天候に関係なく集まることができる場所が求められています。
- ・小学生・中学生調査から、自分にとって居場所だと感じるところが十分あると感じるかに対し、約3割が「少しはあるが、十分ではないと感じる」と回答しています。また、自由回答から、こどもだけで過ごすことができる場所や公園等の遊び場、様々な用途で使うことができる場所が求められています。
- ・国のこどもの居場所づくりに関する指針では、こどもの居場所は「過ごす場所、時間、人との関係性全てが、こども・若者にとっての居場所になり得る。こうした多様な場がこどもの居場所になるかどうかは、こども・若者がその場を居場所として感じるかどうかによって」とされています。



こども自身や保護者からも、こども・若者の居場所づくりが求められています。また、こどもが居場所と感じられる条件はこどもにより様々です。勉強や友達との交流ができる、地域との関わりが持てるなど、こども自身のニーズに合わせた使い方ができ、安全に過ごすことができる場所の整備が必要です。

(7) こども・若者の体験機会

- ・こども・若者調査から、体験機会について「子どもの習い事などへのサポートの強化（他の市町村では高齢者の送迎だけでなく、子どもの習い事の送迎をサポートしている市町村がある）」「いろいろな子どもができる習い事が町内にあるといいと思う」との意見がありました。
- ・こども大綱において、多様な遊びや体験活動は「こども・若者の全てのライフステージにおいて、年齢や発達に応じて多様な体験・様々な遊びができるよう、地域資源も生かした遊びや体験の機会や場を創出し、地域や育成環境によって体験活動の機会に格差が生じないように配慮する」と示されています。



町内外問わず、こども・若者がライフステージや成長、意欲にあわせて様々な体験や遊びができるよう、多様な機会の提供が重要です。

第3章 基本的な考え方

1. 基本理念

第2期計画では、「心を育むひとづくり 地域を育むまちづくり」を基本理念として、すべてのこどもが健やかに育つことができるよう、様々な状況に置かれているこどもやその家族などに対し、身近な地域での支援を進めてきました。

こども・若者を取り巻く環境が複雑化・多様化している中で、本計画においても、すべてのこども・若者が置かれている環境に関わらず、ひとしく健康に育つことができ、地域全体でこども・若者や子育て家庭への理解を深めて、支援を進めていくことが重要です。

「こどもまんなか社会」の実現に向けて、こどもの権利を守り、こども・若者が自分らしく育ち、幸せな生活を送ることができるよう支援していく必要があります。将来を担うこども・若者を地域全体で育み、本町の未来へつなげることを目指し、以下の基本理念を掲げます。

すべてのこどもの幸せを守り 地域の未来へつなぐまち 日之影



2. 基本目標

1 安心して産み育てられる環境づくり

妊娠・出産期から幼児期までの切れ目のない支援や幼児教育・保育サービスにより、こどもが健康に育ち、親・保護者が安心してこどもと向き合い、こどもが幸せに育つことができるよう支援します。

2 子育て支援の充実

子育てにかかる費用の助成や仕事と子育ての両立支援、地域での子育て支援サービスを充実させ、子育てをしやすいまちづくりを推進します。また、身近な相談場所・情報共有の場づくりや子育てに関わる情報発信を強化し、子育てに関する不安や悩みを相談・共有できるよう切れ目のない支援の提供に努めます。

3 こども・若者の健やかな成長の支援

こども・若者が本町での学習教育を通じて豊かに安心して育つことができるよう、学校・家庭・地域の連携・協働を進めます。そして、こども・若者が希望と意欲に応じて、自由で多様な将来の選択ができるよう支援します。また、健康づくりや保健に関する教育、相談支援により、心身の健康の保持・増進に努めます。

4 配慮が必要なこども・若者への支援

虐待や生活困窮家庭、ひとり親家庭等の配慮が必要な状況にあるこども・若者とその家庭を支援するため、相談体制の充実を図り、専門機関との連携を強化し、適切な支援へとつなぎます。

5 こどもの権利と安全を守る

「こどもの権利」の周知啓発やこども・若者の意見反映、居場所づくりを通じて、本町のすべてのこどもの権利が守られ、自分らしく幸せに暮らすことができる環境づくりを進めます。

また、地域でこども・若者・子育て家庭を見守り、「こどもとともに」という地域の未来づくりへの気運を醸成します。

3. 施策の体系

本計画は、下記の体系に基づいて策定します。

基本目標	施策
1 安心して産み育てられる環境づくり	(1) 妊娠・出産に関する支援の充実 (2) 母子の健康支援 (3) 幼児教育・保育サービスの充実
2 子育て支援の充実	(1) 子育てにかかる経済的費用の支援 (2) 子育てと仕事の両立支援 (3) 地域における子育て支援の充実 (4) 子育てに関する相談体制の充実
3 こども・若者の健やかな成長の支援	(1) 学校・家庭・地域の連携・協働による教育力の向上 (2) 心身の健康づくりの充実 (3) 進学・就労支援の充実 (4) 結婚・こどもを持つこと等将来へ向けた支援
4 配慮が必要なこども・若者への支援	(1) 児童虐待防止対策の充実 (2) 配慮が必要なこども・若者とその家庭への支援の充実 (3) 困難な状況にあるこども・若者への支援の充実
5 こどもの権利と安全を守る	(1) こどもの権利の擁護・理解促進 (2) こども・若者の社会参画・意見反映 (3) こども・若者の居場所づくり (4) こどもの安全を守る取組の推進

第4章 取組内容

基本目標 1 安心して産み育てられる環境づくり

(1) 妊娠・出産に関する支援の充実

- こどもを持つことを望んでいるにも関わらず、不妊に悩む方に対して、不妊症治療費の助成を行います。
- 各種健診の実施により、妊婦の健康を支援するとともに、健診に係る費用を助成し、経済的負担の軽減を図ります。また、母子手帳交付時に各種健診の受診を呼びかけます。
- 産後ケア事業の実施により、産婦及びその家族の心身のケア・育児支援を行います。
- 出産に伴う諸費用の軽減や少子化対策、定住人口の促進を図るため、出産したこどもを養育している方に祝金を支給します。

主な事業・取組

- ・不妊症治療費助成【保健センター】
- ・妊婦健康診査助成【保健センター】
- ・妊婦歯科健康診査助成【保健センター】
- ・ひのかげベビー応援金【保健センター】
- ・出産・子育て応援給付金【保健センター】
- ・産婦健康診査助成【保健センター】
- ・産後ケア【保健センター】
- ・出産祝金【こども家庭センター】



(2) 母子の健康支援

- 各種健診や予防接種に係る費用の助成を行うとともに、健診受診や予防接種の実施を推進し、乳幼児の健康維持及び疾病予防に努めます。
- 生まれた時のこどもの体重が2,000g以下で、医師が入院養育を必要と認めた場合、養育医療に係る費用を助成します。
- 夜間や急病時における対応として、県及び近隣市町村と連携した電話相談窓口や小児夜間急病センターの利用により、適切な医療体制の確保に努めます。

主な事業・取組

- ・新生児聴覚検査助成【保健センター】
- ・乳幼児健康診査助成【保健センター】
- ・小児任意予防接種費用助成【保健センター】
- ・未熟児養育医療助成【保健センター】
- ・小児夜間急病センター運営負担【保健センター】
- ・子ども救急医療電話相談【宮崎県事業】

(3) 幼児教育・保育サービスの充実

- 木育活動や絵本のプレゼント・読み聞かせ、森林セラピーコースの散歩等を通じて、乳幼児の健やかな成長の支援、自然とのふれあいを図ります。
- 保護者のニーズを踏まえた保育サービスの提供のため、保育士の人材確保や休日の保育体制の整備等、受け皿の確保に努めます。
- 保護者が就労している場合において、こどもの急な発熱や病気などにより自宅で保育を行うことが困難なとき、病気のこどもを一時的に保育する施設を利用する際の施設利用料を助成します。
- 保護者の育児疲れや一人の時間を確保するため、リフレッシュ保育のサービスを提供するとともに、事業の周知に努めます。

主な事業・取組

- ・積み木のプレゼント【農林振興課】
- ・ブックスタート事業【教育委員会】
- ・森林セラピー・森の幼稚園事業【地域振興課】
- ・町立図書館の運営【教育委員会】
- ・保育士人材の確保【こども家庭センター】
- ・保育サービスの充実【こども家庭センター】
- ・病児保育利用料助成【こども家庭センター】
- ・リフレッシュ保育【日之影町社会福祉協議会】

【基本目標1 評価指標】

指標名	現状		目標	
乳幼児健診受診率	100.0%	R 5 年度	100.0% (継続)	R 11 年度
子ども救急医療電話相談を知っている保護者の割合 ※乳幼児健診（3・4か月のみ）	94.7%	R 5 年度	100.0%	R 11 年度
リフレッシュ保育の利用者数	事業開始	R 6 年度	20 人	R 11 年度



基本目標 2 子育て支援の充実

(1) 子育てにかかる経済的費用の支援

- 0歳から中学校修了までの児童・生徒を対象に、医療費の無償化を行います。
- 高校生年代までの児童・生徒に対し、児童手当の支給を行います。
- 小学校と中学校に通う児童・生徒の給食費の全額補助や中学校入学時の支援金給付等により、保護者の経済的負担を軽減します。
- スクールバスの運行により、児童・生徒の通学に加え、校外学習等の移動を支援します。また、学校までの通学が遠距離になる児童・生徒に対して、通学費の補助を行います。

主な事業・取組

- ・児童手当支給【こども家庭センター】
- ・子ども医療費助成制度【こども家庭センター】
- ・給食費の全額補助【教育委員会】
- ・中学校入学支援金【教育委員会】
- ・スクールバス運行事業【教育委員会】
- ・遠距離通学費補助事業【教育委員会】

(2) 子育てと仕事の両立支援

- ファミリーサポート日之影（ファミリー・サポート・センター事業）による託児サービスを実施します。また、事業の周知を行うとともに、運営体制を再整備し、会員の確保に努めます。
- 保育士の確保やファミリーサポートの充実を図り、保護者が希望する時に保育サービスが受けられるよう、保育の提供体制の整備に努めます。

主な事業・取組

- ・ファミリーサポート日之影（ファミリー・サポート・センター事業）【日之影町社会福祉協議会】
- ・仕事と子育ての両立のための社会資源の整備【こども家庭センター】

(3) 地域における子育て支援の充実

- 子ども広場等において、親子の遊び場を設け、子育て中の保護者同士の交流や情報交換、支援員との世代間交流や相談支援を実施します。
- 帰省時やチャイルドシートを購入するまでの期間等に、チャイルドシートの一時貸し出しを行います。
- 子育て世帯の住宅確保のため、公営住宅のバリアフリー化へ向けた整備や三世帯が同居するための住宅新築・改修の支援、空き家を利活用するための購入・改修支援等を適宜実施し、子育て世帯の住宅確保に努めます。

主な事業・取組

- ・子ども広場【こども家庭センター】
- ・在宅支援の充実【こども家庭センター】
- ・チャイルドシートの貸し出し【日之影町社会福祉協議会】
- ・良質な住宅の確保【地域振興課・建設課】

(4) 子育てに関する相談体制の充実

- 訪問による育児に関する相談、情報提供を行うとともに、各家庭の養育環境の把握を行います。
- ホームページや広報誌を通じて子育てや施設に関する情報、団体・サークル、イベントに関する情報の発信を行うとともに、各種健診等の機会を活用し、適切な情報提供と相談支援を行います。
- こども家庭センターにおいて、子育てや心配事に関する相談を受け付けます。

主な事業・取組

- ・乳児家庭全戸訪問事業【保健センター】
- ・情報提供の充実【こども家庭センター】
- ・相談窓口の設置【こども家庭センター】

【基本目標2 評価指標】

指標名	現状		目標	
子育てにかかる費用負担を軽減してほしいと考える人の割合 ※こども・若者調査	40.6%	R 6 年度	35.0%	R11 年度
ファミリーサポート日之影（ファミリー・サポート・センター事業）の延べ利用人数	8 人	R 5 年度	45 人	R11 年度
子ども広場の延べ利用者数	566 人	R 5 年度	600 人	R11 年度
子育てに関して気軽に相談できる先として「役場の子育て関連担当窓口」と回答した人の割合 ※こども・若者調査	11.8%	R 6 年度	20.0%	R11 年度



基本目標 3 こども・若者の健やかな成長の支援

(1) 学校・家庭・地域の連携・協働による教育力の向上

- 定期的な学力調査を実施し、その結果をこどもたちの学力向上や日々の授業改善に活用します。また、授業や家庭学習でのタブレット端末の活用を進めます。
- 複式学級における授業準備等の負担やこども一人ひとりの教育的ニーズに対する学習支援を充実させるため、講師を配置するとともに、人材確保に努めます。
- 小学校において、観察実験アシスタントの配置を行い、理科の授業の観察・実験を支援します。
- 小学校と中学校に外国語指導助手（ALT）を配置し、語学指導を行います。また、保育園でも語学指導を行います。さらに、中学校では夏季休暇中の生徒に対し、タブレット端末を使用したオンライン英会話講座を実施します。
- 安全で豊かな学習環境を提供するため、各学校の老朽化箇所の修繕や照明の LED 化など、適切な学校施設の整備を実施します。
- ともに協力して児童・生徒を育てる意欲を高めるため、家庭教育学級、講座を開催し、家庭教育に関する学習の機会や情報提供を行います。
- 宿泊体験において、町内の自然や文化にふれる活動、町内にある宿泊施設の利用を通じて、本町の良さを実感できる取組を実施します。
- 青少年伝統芸能発表や芸術文化ふれあい鑑賞教室（演劇・音楽の鑑賞）の実施を通じて、こどもたちが伝統芸能や芸術にふれる機会を設けます。
- 部活動や総合型地域スポーツクラブ「ひのかげきらめきクラブ」などでのスポーツ活動を通じて、こどもたちが豊かに成長できるよう努めます。部活動やスポーツ少年団の練習の際には、スクールバスを活用して、活動拠点校まで送迎を行います。

主な事業・取組

- ・子ども一人ひとりに応じたきめ細かな指導【教育委員会】
- ・小中学校の授業 ICT 活用【教育委員会】
- ・複式学級解消事業【教育委員会】
- ・観察実験アシスタント配置事業【教育委員会】
- ・語学指導外国青年招致事業【教育委員会】
- ・安全で豊かな学校施設の整備【教育委員会】
- ・家庭教育学級、講座の開催【教育委員会】
- ・小学校連合集団宿泊学習事業【教育委員会】
- ・文化活動や鑑賞機会の充実【教育委員会】
- ・子どもたちがスポーツを楽しむための環境づくりを学校・地域・家庭で総合的な方策を展開する事業【教育委員会】
- ・総合型地域スポーツクラブや広域スポーツセンターの育成支援【教育委員会】



(2) 心身の健康づくりの充実

- 教職員研修会において、道徳教育等に係る講座を実施し、教職員の指導力の向上を図ります。
- こどもの発達に合った食事の提供のため、離乳食の進め方や調理方法について学ぶ離乳食教室を実施します。
- 旬の食材を学校給食の食材として供給するとともに、「地産地消の日」を実施し、地場産物への関心や理解を高め、食べることに對する感謝の気持ちを育みます。また、「食と農」壁新聞コンクールを開催し、農業体験活動や農作物に関する学習活動を進めます。
- 養護教諭が中心となった授業や保健便りの配布による啓発、教育委員会・保健センター・こども家庭センターとの連携による保健指導を実施します。
- 健診やフッ化物洗口、インフルエンザ予防接種費用の助成を行い、こどもたちの健康状態の把握及び疾病予防に努めます。また、こども・若者の相談支援を実施し、精神的な負担の軽減や適切な支援へつなげます。

主な事業・取組

- ・道徳教育の推進、教育の指導力の向上事業【教育委員会】
- ・離乳食教室【保健センター】
- ・食育推進事業【教育委員会】
- ・「食育」の推進【保健センター】
- ・学校給食における「地産地消の日」の推進【教育委員会・農林振興課】
- ・思春期保健対策の推進【こども家庭センター・保健センター・教育委員会】
- ・児童生徒健診事業【教育委員会】
- ・インフルエンザ予防接種費用助成【保健センター】
- ・フッ化物洗口事業【保健センター】
- ・こども・若者の相談支援【こども家庭センター・教育委員会】

(3) 進学・就労支援の充実

- こども・若者が希望する進路の実現に向けて、学習支援や経済的支援、就職先の情報提供を行います。
- 町内で就農や起業などを行う方に対し、補助金の交付や費用の一部を助成し、地元での就職を支援します。

主な事業・取組

- ・公費支援型学習塾【教育委員会】
- ・奨学資金の貸付【教育委員会】
- ・就職先の情報提供【地域振興課】
- ・新規就農サポート【農林振興課】
- ・ふるさと起業応援事業【地域振興課】
- ・空き家等活用事業【地域振興課】

(4) 結婚・こどもを持つこと等将来へ向けた支援

- こどもを産み育てることや家庭がこどもに与える影響について理解を深めるため、保育所等と連携し、中学生が乳幼児とふれあう機会を設けます。
- 結婚やこどもを持つことに対するポジティブなイメージの醸成に努めるとともに、若者の出逢いの機会の創出や婚活に関する費用の支援を行います。

主な事業・取組

- ・中学生の乳幼児ふれあい体験【教育委員会】
- ・イベント等による交流機会の創出【地域振興課】
- ・みやざき結婚サポートセンター入会登録補助金の交付【地域振興課】

【基本目標3 評価指標】

指標名	現状		目標	
家庭教育学級の開催回数	2回	R 5年度	3回	R 11年度
フッ化物洗口の実施率	94.9%	R 5年度	100.0%	R 11年度
就職先の情報提供の回数	12回	R 6年度	12回 (継続)	R 11年度
イベント等による交流機会	1回	R 6年度	3回	R 11年度



基本目標 4 配慮が必要な子ども・若者への支援

(1) 児童虐待防止対策の充実

- 関係機関・団体との連携強化や協力・支援体制の構築に努めます。また、定期的な会議による情報共有や訪問・相談支援を実施します。
- 子ども広場等において、在宅のこどもと育児中の親同士の交流や支援員への相談等により、保護者の不安や悩みの軽減に努めます。
- 役場相談窓口や延岡児童相談所の相談窓口、国の虐待対応ダイヤル等、各種相談窓口についての周知を行います。

主な事業・取組

- ・日之影町要保護児童対策地域協議会【こども家庭センター】
- ・児童虐待防止対策等への取組【こども家庭センター】
- ・在宅支援の充実【こども家庭センター】
- ・相談窓口の設置【こども家庭センター】
- ・各種相談窓口の周知【こども家庭センター】

(2) 配慮が必要な子ども・若者とその家庭への支援の充実

- 障がいのある児童あるいは障がいの疑いのある児童やその保護者に対し、通園や放課後子ども教室で療育指導等を行い、地域での在宅生活や幼児の健全育成、保護者の療育技術の習得を支援します。また、各種手当の支給や医療費の助成を行います。
- 父又は母と生計を同じくしていない 18 歳以下の児童を養育している家庭等の生活の安定と自立を助けるため、児童扶養手当を支給します。また、医療費を助成するとともに、県の資金貸付制度等の周知を行います。
- 役場相談窓口や近隣市町村、県の相談窓口の周知を行います。

主な事業・取組

- ・療育強化事業費補助【町民福祉課】
- ・重度心身障害児医療費助成制度【町民福祉課】
- ・特別児童扶養手当支給【町民福祉課】
- ・重度心身障害児扶助費【町民福祉課】
- ・障害児福祉手当支給【町民福祉課】
- ・児童扶養手当支給【こども家庭センター】
- ・ひとり親家庭医療費助成【こども家庭センター】
- ・母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度【宮崎県事業】
- ・相談窓口の設置【こども家庭センター・町民福祉課】
- ・各種相談窓口の周知【こども家庭センター・町民福祉課】

(3) 困難な状況にあるこども・若者への支援の充実

- 経済的に支援が必要と考えられる家庭に対し、就学援助金を交付し、保護者の経済的負担を軽減します。また、こども家庭センターにおいて、生活困窮に関する相談を受け付けます。
- 学校や関係機関と連携し、いじめや不登校、ひきこもり、ヤングケアラーの状態にあるこども・若者を把握し、相談支援や訪問支援などを通じて、適切な支援や機関へつなぎます。
- 学校においてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどによる相談支援により、児童・生徒の心のケアや適切な支援へつなぎます。
- こども家庭センター等において、こども・若者や保護者からの相談を受け付けます。また、相談しやすい環境づくりのため、LINEやSNSなどを活用した非対面型の相談方法を検討します。

主な事業・取組

- ・就学援助事業【教育委員会】
- ・ヤングケアラーへの支援【こども家庭センター】
- ・いじめ・不登校に対する支援【こども家庭センター・教育委員会】
- ・ひきこもり対策と支援【こども家庭センター】
- ・こころの健康相談【宮城県事業】
- ・相談窓口の設置【こども家庭センター】
- ・各種相談窓口の周知【こども家庭センター】

【基本目標4 評価指標】

指標名	現状		目標	
要保護児童対策会議の開催	1回	R6年度	1回 (継続)	R11年度
こども家庭センターへの相談件数	235回	R6年度	350回	R11年度



基本目標 5 こどもの権利と安全を守る

(1) こどもの権利の擁護・理解促進

- こどもの権利について、こどもから大人まで、すべての住民の理解を得られるよう、学校での人権教育や町内での啓発活動などを通じて、周知を行います。

主な事業・取組

・各種啓発事業【こども家庭センター・教育委員会】

(2) こども・若者の社会参画・意見反映

- 中学3年生を対象に、観光や農業などのまちづくりに関するテーマを設定し、役場職員や地域住民、関係団体と町の課題解決に向けた協働学習、発表・提案を行う「ひのかげ近未来会議」の開催を支援します。
- こども・若者の意見聴取の機会を設けるため、学校での聞き取りやアンケート調査、SNS等、実施方法について検討を進め、こども・若者が安心して意見を伝えることができる場づくり・機会づくりに努めます。

主な事業・取組

・ひのかげ近未来会議【教育委員会・地域振興課】
・こども・若者の意見聴取の実施【こども家庭センター・教育委員会】

(3) こども・若者の居場所づくり

- 放課後子ども教室において、放課後や長期休暇中のこどもたちの安全・安心な居場所を確保するとともに、勉強やスポーツ活動を通じて、地域社会の中で心豊かで健やかに育つことができる環境を整備します。
- 町立図書館内において、読書・学習スペースを設け、こども・若者が読書や勉強に取り組むことができる場所を確保します。
- 民生委員・児童委員等の協力のもと、地域におけるこども・若者の安全・安心な居場所づくりを推進するため、地域住民の理解を得られるよう啓発活動等を行います。

主な事業・取組

・放課後子ども教室【教育委員会】
・町立図書館の運営【教育委員会】
・各種啓発事業【こども家庭センター】

(4) こどもの安全を守る取組の推進

- こども・若者の健全育成のため、学校等において、非行防止教室や薬物乱用防止教室等を実施します。
- こども・若者がインターネット上のトラブルに巻き込まれないよう、学校等において、インターネットやSNSなどの適切な利用方法に関する教育を実施します。
- 学校において交通安全教室等による安全指導を実施し、こどもたちの安全に関する意識の醸成に努めます。また、スクールガードや見守り隊（登校時）、青色パトロール（地域安全運動期間や長期休暇中等）による見守り活動を実施し、こどもたちの安全の確保に努めます。
- 道路の安全性の向上と防犯対策のため、集落内に防犯灯の設置と設置費用の一部補助を行います。また、既存の防犯灯のLED化を推進します。

主な事業・取組

- ・こどもの非行防止【教育委員会】
- ・インターネット・SNSの使い方に関する教育【教育委員会】
- ・安全教育の充実【教育委員会】
- ・学校付近や通学路における見守り活動【教育委員会・総務課】
- ・防犯灯の整備促進【総務課】

【基本目標5 評価指標】

指標名	現状		目標	
こどもの権利について「よく知っている」人の割合 ※小学生・中学生調査	8.6%	R 6 年度	20.0%	R 11 年度
こども・若者の意見聴取の場及び 機会の設置	未設置	R 6 年度	設置	R 11 年度
自分にとって「居場所」だと感じ るところが「十分にあると感じ る」人の割合 ※こども・若者調査	65.9%	R 6 年度	70.0%	R 11 年度
交通安全教室実施回数	2 回	R 6 年度	2 回 (継続)	R 11 年度

第5章 事業計画

1. 教育・保育提供区域について

(1) 提供区域

子ども・子育て支援法第61条の規定により、地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して「教育・保育提供区域」を設定することが義務付けられています。

本町では第2期計画と同様に、「教育・保育」及び「地域子ども・子育て事業」の提供区域を町全体1区域として設定します。

(2) 教育・保育の量の見込み及び確保方策

子ども・子育て支援事業計画では、「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」について、提供区域ごとに「量の見込み」を推計し、提供区域の確保内容、実施時期を設定する必要があります。

国から示された「市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等のための手引き」(以下、「国の手引き」という。)に基づき、以下の事業について、提供区域ごとに「量の見込み」の算出を行います。

【教育・保育事業】

No.	認定区分
1	1号認定(3～5歳)
2	2号認定(3～5歳)
3	3号認定(0、1、2歳)

【地域子ども・子育て支援事業】

No.	事業名
1	利用者支援事業（こども家庭センター型）
2	地域子育て支援拠点事業
3	一時預かり事業
4	病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）
5	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
6	乳児家庭全戸訪問事業
7	養育支援訪問事業
8	子育て短期支援事業
9	延長保育事業
10	放課後児童健全育成事業
11	妊婦に対する健康診査
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業
13	多様な事業者の参入促進・能力活用事業
14	妊婦等包括相談支援事業【新規】
15	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【新規】
16	産後ケア事業【新規】
17	子育て世帯訪問支援事業【新規】
18	児童育成支援拠点事業【新規】
19	親子関係形成支援事業【新規】

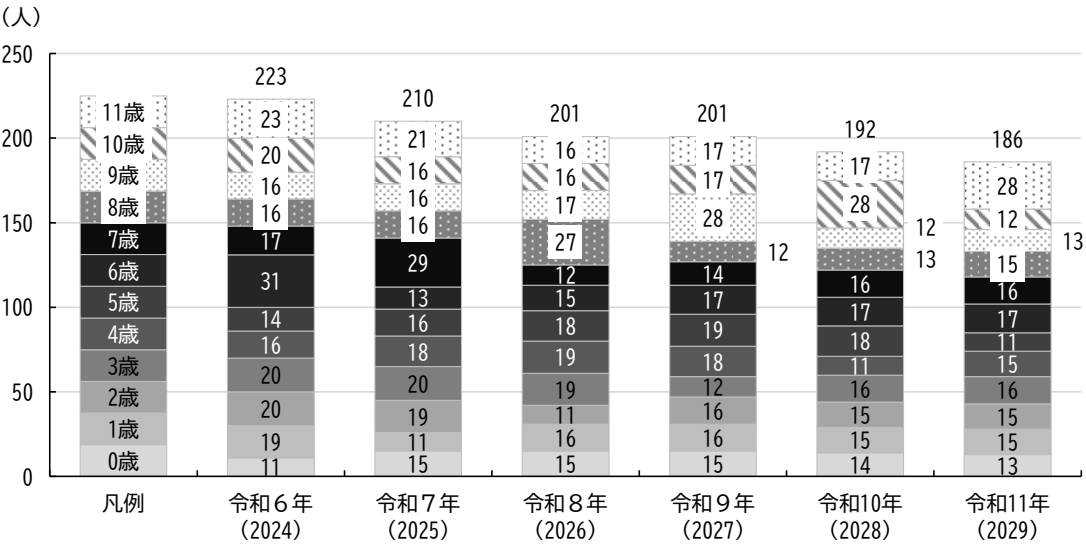
2. 児童の将来人口推計

各サービスの「量の見込み」を算出するための基礎となる0歳から11歳までの児童数の推計は、令和2年から令和6年までの各年4月1日現在の住民基本台帳人口を使用し、コーホート変化率法を用いて算出しました。

※コーホート変化率法：各コーホート（同年または同期間）の過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

単位：人

	実績	推計				
	令和6年 (2024)	令和7年 (2025)	令和8年 (2026)	令和9年 (2027)	令和10年 (2028)	令和11年 (2029)
0歳	11	15	15	15	14	13
1歳	19	11	16	16	15	15
2歳	20	19	11	16	15	15
3歳	20	20	19	12	16	16
4歳	16	18	19	18	11	15
5歳	14	16	18	19	18	11
小計	100	99	98	96	89	85
6歳	31	13	15	17	17	17
7歳	17	29	12	14	16	16
8歳	16	16	27	12	13	15
9歳	16	16	17	28	12	13
10歳	20	16	16	17	28	12
11歳	23	21	16	17	17	28
小計	123	111	103	105	103	101
合計	223	210	201	201	192	186



3. 教育・保育事業の見込み及び確保方策

「国の手引き」に基づき算出された量の見込み及び令和2年度から令和6年度までの5年間の実績を勘案し、令和7年度から令和11年度までの教育・保育の量の見込み及び確保方策を以下のとおり設定します。

令和7年度	1号認定	2号認定	3号認定			
			0歳	1歳	2歳	合計
①量の見込み【人】	0	53	3	11	18	32
②確保方策【人】	0	70	10	15	25	50
過不足(②-①)【人】	0	17	7	4	7	18

令和8年度	1号認定	2号認定	3号認定			
			0歳	1歳	2歳	合計
①量の見込み【人】	0	55	3	15	11	29
②確保方策【人】	0	70	10	15	25	50
過不足(②-①)【人】	0	15	7	0	14	21

令和9年度	1号認定	2号認定	3号認定			
			0歳	1歳	2歳	合計
①量の見込み【人】	0	48	3	15	15	33
②確保方策【人】	0	70	10	15	25	50
過不足(②-①)【人】	0	22	7	0	10	17

令和10年度	1号認定	2号認定	3号認定			
			0歳	1歳	2歳	合計
①量の見込み【人】	0	44	3	14	14	31
②確保方策【人】	0	70	10	15	25	50
過不足(②-①)【人】	0	26	7	1	11	19

令和11年度	1号認定	2号認定	3号認定			
			0歳	1歳	2歳	合計
①量の見込み【人】	0	41	3	14	14	31
②確保方策【人】	0	70	10	15	25	50
過不足(②-①)【人】	0	29	7	1	11	19

4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

「国の手引き」に基づき算出された量の見込み及び令和2年度から令和5年度までの4年間の実績を勘案し、令和7年度から令和11年度までの地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策を以下のとおり設定します。

(1) 利用者支援事業（こども家庭センター型）

こどもやその保護者、妊娠している方等に対し、身近な場所の教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供、必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 【実施箇所数】	1	1	1	1	1
確保方策 【実施箇所数】	1	1	1	1	1

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	量の見込み 【年間延べ人数】	456	420	480	444	432
確保方策	【年間延べ人数】	500	500	500	500	500
	【実施箇所数】	1	1	1	1	1

【参考：子ども広場】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 【年間延べ人数】	456	420	480	444	432

(3) 一時預かり事業

① 幼稚園型

幼稚園等における在園児のうち、1号認定のこどもを対象とした一時預かり事業です。
本町においては、幼稚園がないため、事業としての実施はありません。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の 見込み	1号認定による利用 【年間延べ人数】	0	0	0	0	0
	2号認定による利用 【年間延べ人数】	0	0	0	0	0
確保 方策	【年間延べ人数】	0	0	0	0	0
	【実施箇所数】	0	0	0	0	0

② 幼稚園型以外

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 【年間延べ人数】		7	7	7	7	7
確保 方策	【年間延べ人数】	7	7	7	7	7
	【実施箇所数】	1	1	1	1	1

【参考：事業所で実施する一時預かり事業】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 【年間延べ人数】		40	40	40	40	40

(4) 病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。

本町では、事業を実施できる施設がないため、近隣市町村の施設利用料の補助を実施しています。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 【年間延べ人数】		0	0	0	0	0
確保 方 策	病児保育事業 【年間延べ人数】	0	0	0	0	0
	子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業) 【年間延べ人数】	0	0	0	0	0

(5) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 【年間延べ人数】	42	42	42	45	45
確保方策 【年間延べ人数】	35	35	35	50	50

(6) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 【年間実人数】	15	15	15	14	13
確保方策 【年間実人数】	15	15	15	14	13

(7) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 【年間実人数】	5	5	5	5	5
確保方策 【年間実人数】	5	5	5	5	5

(8) 子育て短期支援事業

保護者の疾病や仕事などの理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等でこどもを預かり、必要な保護を行う事業です。

本町では事業としての実施はありませんが、ニーズ等を踏まえ、適宜実施を検討します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 【年間延べ人数】	0	0	0	0	0
確保方策 【年間延べ人数】	0	0	0	0	0

(9) 延長保育事業

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	量の見込み 【年間実人数】	63	62	60	56	53
確保方策	【年間実人数】	65	65	65	60	60
	【実施箇所数】	2	2	2	2	2

(10) 放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

本町では、今後も放課後子ども教室で対応します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 【年間実人数】	0	0	0	0	0
確保方策 【年間実人数】	0	0	0	0	0

【参考：放課後子ども教室】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1年生	13	14	16	16	16
2年生	29	12	14	16	16
3年生	16	27	12	13	15
4年生	16	17	28	12	13
5年生	16	16	17	27	12
6年生	21	16	17	17	28
計	111	102	104	101	100

(11) 妊婦に対する健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 【年間実人数】	20	20	20	18	18
確保方策 【年間実人数】	20	20	20	18	18

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品や文房具、その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

本町では事業としての実施はありませんが、ニーズ等を踏まえ、適宜実施を検討します。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

多様な事業者の新規参入を支援するほか、特別な支援が必要なこどもを受け入れる認定こども園の設置者に対して、必要な費用の一部を補助する事業です。

本町では事業としての実施はありませんが、ニーズ等を踏まえ、適宜実施を検討します。

(14) 妊婦等包括相談支援事業【新規】

妊婦等に対して面談を行い、妊婦等の心身の状況や置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 【回】	60	60	60	54	54
確保方策 【回】	60	60	60	54	54

(15) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【新規】

月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労の有無に関わらず、保育所において一時的な預かりを実施する事業です。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	量の見込み 【人日】	1	1	1	1	1
	確保方策 【人日】	1	1	1	1	1
1歳児	量の見込み 【人日】	0	1	1	1	1
	確保方策 【人日】	1	1	1	1	1
2歳児	量の見込み 【人日】	1	0	1	1	1
	確保方策 【人日】	1	1	1	1	1

(16) 産後ケア事業【新規】

出産後の母親の心身のケアや育児のサポートを行い、安心して子育てができるように支援する事業です。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 【人日】	18	18	18	17	16
確保方策 【人日】	18	18	18	18	18

(17) 子育て世帯訪問支援事業【新規】

家事や子育てなどに対して不安・負担を抱える子育て家庭や妊産婦、ヤングケアラー等が
いる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事
や子育て等の支援を実施する事業です。

本町では事業としての実施はありませんが、ニーズ等を踏まえ、適宜実施を検討します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 【人】	0	0	0	0	0
確保方策 【人】	0	0	0	0	0

(18) 児童育成支援拠点事業【新規】

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場
所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じた支援を包括的に提供する
事業です。

本町では事業としての実施はありませんが、ニーズ等を踏まえ、適宜実施を検討します。

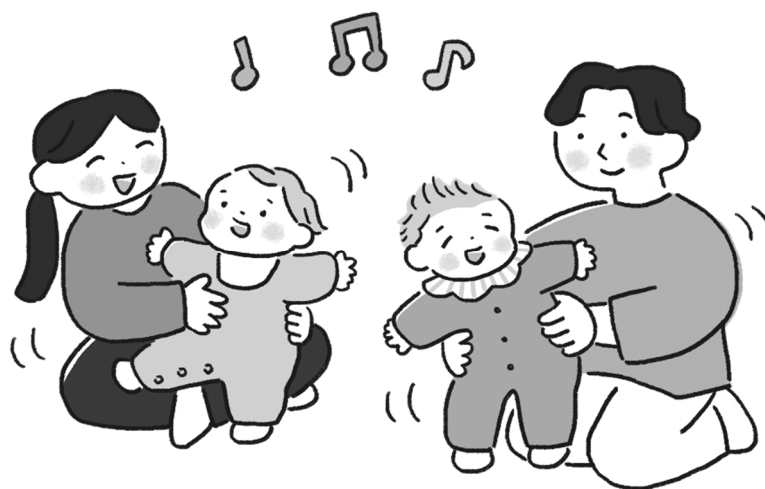
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 【人】	0	0	0	0	0
確保方策 【人】	0	0	0	0	0

(19) 親子関係形成支援事業【新規】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達状況等に応じた情報提供や相談支援を実施するとともに、保護者同士の情報共有の場づくり等の支援を行い、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業です。

本町では事業としての実施はありませんが、ニーズ等を踏まえ、適宜実施を検討します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 【人】	0	0	0	0	0
確保方策 【人】	0	0	0	0	0



5. 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

(1) 認定こども園の普及に係る基本的考え方

子ども・子育て支援制度では、教育と保育を一体的に行う施設として認定こども園の普及を図ることとしています。

認定こども園は、保護者の働いている状況に関わりなく利用でき、保護者の就労状況が変わった場合でも通い慣れた園を継続して利用できるという特長があります。

本町においては、需要と供給のバランスを考慮しつつ移行を検討します。

(2) 質の高い教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策

子ども・子育て支援新制度は質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を通じてすべてのこどもが健やかに成長できるように支援するものです。

そのため、保育士・保育教諭等の処遇改善、業務負担軽減等の労働環境への配慮、教育・保育等を行う者に対する適切な指導監督・評価等の実施、教育・保育施設における自己評価等を通じた運営改善及び保育所や関係団体への助成を通じた研修の充実等による資質の向上等、質の高い教育・保育等に向けた各種施策を推進します。

(3) 教育・保育施設等と小学校との連携

保育所と小学校等との円滑な接続を推進する観点から、こどもの育ちを小学校につなぐために、合同研修の開催等を通じ、小学校との連携の推進に努めます。

6. 産後の休業及び育児休業後における保育施設等の円滑な利用の確保

就学前児童の保護者が、産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に保育所等を利用できるよう、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等を行うとともに、必要に応じて地域型保育事業等の整備を検討します。

7. 外国につながるこども等への支援・配慮について

国際化の進展に伴い、海外から帰国したこどもや外国人のこども、両親が国際結婚のこども等、外国につながるこどもやその保護者の増加が予想されます。こども等が必要とする支援を安心して受けることができるよう、関係機関と連携し、支援体制の整備に努めます。

第6章 計画の推進体制

1. 計画の推進体制

(1) 行政の役割

町は計画の推進主体として、国や県、近隣市町村の関係機関及び団体、庁内の関係課との連携により、計画を推進します。また、こども・若者や子育て中の保護者に関する支援についての情報発信に努めるとともに、寄せられた意見等をもとに支援内容の見直しや拡充に努めます。

(2) 家庭の役割

家庭はこどもの人格形成や基本的生活習慣の確立に重要な役割を果たします。こどもにとって、家庭が自分らしく安心して過ごすことができる場所となるよう、安全な環境を提供するとともに、親が愛情をもって接し、こどもとの信頼関係を築くことが重要です。

(3) 地域の役割

地域との交流を通じて、こどもたちがのびのびと育つことができるよう、こども・若者、子育て家庭を見守りながら、ともに育てていく意識を持つことが重要です。見守り活動を通じて、こども・若者の交通事故や非行の防止に努めるとともに、地域交流や世代間交流によって、子育て世帯の孤立を防ぎ、情報共有や相談などに応じることができる関係性の構築が重要です。

(4) 企業・職場の役割

時短勤務や在宅勤務などの柔軟な働き方の導入について検討を進めるとともに、育児休業等の制度の充実、子育て中の従業員への理解を深め、協力しあう意識の醸成が必要です。

また、出産や育児休業を経て復帰する社員に対する支援により、子育て中の社員が安心して働き続けることができる環境を整備することが重要です。

(5) 各種団体の役割

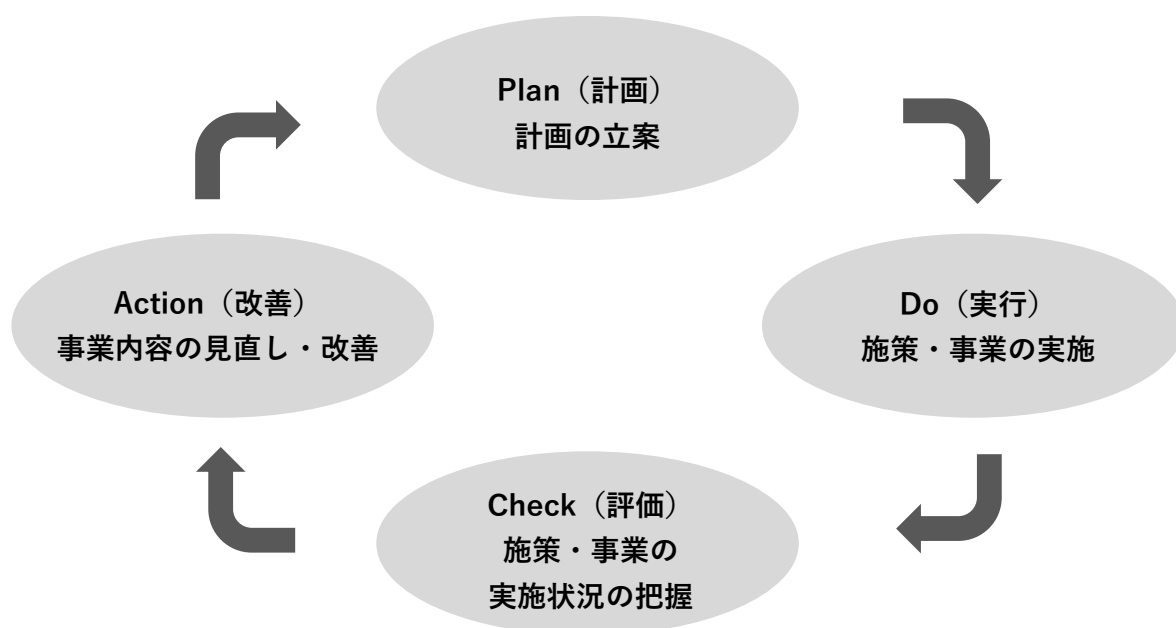
こども・若者の成長と子育て中の保護者を支援するため、地域で活動する団体と行政・町民が連携し、活動の充実を図っていくことが重要です。

2. 進捗管理

本計画の施策や事業・取組内容については、毎年度進捗状況の把握を行います。

また、学識経験者や保育・教育関係者などで構成する日之影町子ども・子育て会議において、定期的に計画の実施状況等についての点検・評価を実施します。

なお、教育・保育施設の利用状況が計画における量の見込みと大きく乖離が生じる場合は、計画の見直しを行います。



資料編

1. 日之影町子ども・子育て会議要綱

平成 25 年 10 月 1 日日之影町告示第 80 号

改正 令和 3 年 3 月 22 日告示第 19 号

令和 7 年 1 月 31 日告示第 7 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 72 条第 1 項の規定に基づき、日之影町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、法第 72 条第 1 項各号に掲げる事務（同項第 4 号に掲げる事務にあっては、法律又は他の条例に基づき町が設置する他の審議会等において調査審議する事務を除く。）を処理するものとする。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子どもの保護者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他町長が必要があると認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子ども・子育て会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 子ども・子育て会議は、審議のため必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、町民福祉課地域福祉係にて処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、子ども・子育て会議に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この告示は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（令和3年3月22日告示第19号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和7年1月31日告示第7号）

この告示は、令和7年1月31日から施行する。

2. 日之影町子ども・子育て会議委員名簿

No.	役職名	氏名	所属職名
1	会長	中内 泰男	日之影町民生委員児童委員協議会 会長
2	副会長	赤星 みや子	保育園勤務経験者
3	委員	甲斐 秀明	人権擁護委員
4	委員	藤田 雅元	日之影町校長会 会長
5	委員	平野 竜寛	社会福祉法人 和宏福祉会理事長 (しいの実保育園 園長)
6	委員	植田 典子	主任児童委員
7	委員	佐藤 とも子	主任児童委員
8	委員	飯干 裕	日之影町PTA連絡協議会 会長
9	委員	星本 紘志	日之影保育園保護者会 会長
10	委員	清本 亜希子	日之影町社会福祉協議会 生活支援コーディネーター
11	委員	平川 浩二	教育委員会 教育次長
12	委員	甲斐 康弘	保健センター 所長

事務局・オブザーバー			
1	事務局	押方 誠	町民福祉課 課長 (こども家庭センター所長)
2	事務局	甲斐 貴美	町民福祉課 課長補佐兼地域福祉係長 (こども家庭センター副所長)
3	事務局	伊山 真由美	町民福祉課 主幹 (こども家庭センター統括支援員)
4	事務局	古江 美樹	保健センター 健康づくり係長 (こども家庭センター係長)
5	事務局	坂口 亮	町民福祉課 主事 (こども家庭センター主事)
6	オブザーバー	飯干 康弘	教育委員会 学校教育係長
7	オブザーバー	榊田 怜	地域振興課 総合政策係長
8	オブザーバー	甲斐 拓郎	地域振興課 (人口減少対策推進室 主査)
9	オブザーバー	高山 明日可	教育委員会 主査
10	オブザーバー	中山 智貴	町民福祉課 (人口減少対策推進室 主事)

3. 策定経過

開催日・期間	会議等	主な協議内容
令和6年8月23日 ～9月19日	アンケート調査（こども・若者）	・ アンケート調査の実施
令和6年8月26日 ～9月19日	アンケート調査（小学生・中学生）	・ アンケート調査の実施
令和6年11月11日	第1回子ども・子育て会議	・ アンケート調査結果について ・ こども計画骨子案について
令和7年1月16日	第2回子ども・子育て会議	・ こども計画素案について
令和7年1月28日～ 2月7日	パブリックコメント	・ こども計画（案）について
令和7年2月19日	第3回子ども・子育て会議	・ こども計画（案）について

日之影町こども計画

【発行年月】令和7年2月

【発行】宮崎県日之影町

【編集】日之影町役場 町民福祉課

〒882-0401 宮崎県西臼杵郡日之影町大字七折 9079 番地

TEL : 0982-87-3802 FAX : 0982-87-3811